



市町村年金事務初任者向け

厚生労働省

九州厚生局

令和7年度初任者研修資料（窓口事例編）

法定受託事務と協力・連携事務

〔 窓 口 事 例 編 〕



目次（国民年金の協力・連携事務）

1 国民年金被保険者関係届書の提出

2 免除申請の手続き

3 学生納付特例申請の手続き

4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）

4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）

5 老齢年金請求の手続き

6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き

7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

1

国民年金被保険者関係届書の提出

1 国民年金被保険者関係届書の提出

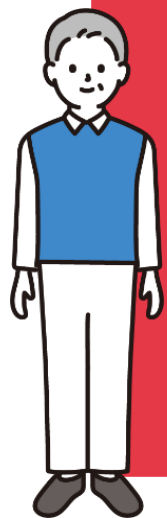
Bさんは退職し、年金の手続きが何か必要と思い、市役所を訪ねて来た。

Bさん

来庁者

退職後の年金の手続きしたい。
でも、保険料を安くしたい！

- ① 種別変更届 記入(住所・氏名・基礎年金番号)
- ② 付加保険料について
- ③ 納付方法について
- ④ クレジットカードでの納付、前納申出
- ⑤ 将来の年金額について
- ⑥ クレジットカード納付申出書の提出
(申出書を後日年金事務所へ提出)



便利な前納制度をどうぞ！

- ① 手続きの説明、届書の記載方法の説明
- ② 付加保険料の説明
- ③ 各種納付方法の案内
- ④ 前納の案内
- ⑤ 年金額の説明
- ⑥ 納付申出書の手交
(市町村のゴム印を押した納付申出書)

Aさん

国民年金窓口



上記の①～⑥のやり取りが法定受託事務になるのか？
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。





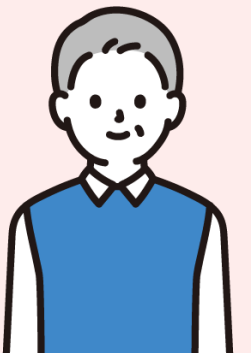
窓口対応の一連の流れ

1 国民年金被保険者関係届書の提出



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

勤めていた会社を辞めたのですが、
何か手続きが必要でしょうか？



・
・
・

(必要な手続きの説明)

1 国民年金被保険者関係届書の提出

様式コード			
4	1	0	0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長
日本年金機構理事長 あて
以下のとおり届け出（申し出）ます。

令和 年 月 日

氏 名： _____

被保険者
との続柄 : 1. 本人 2. その他（ ）

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（１０桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A 被保険者	① 個人番号 （または基礎年金番号）		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日
	③ 氏名	(フリガナ)			④ 性別	1. 男性 2. 女性	
	⑤ 郵便番号		⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他			
	⑦ 住所						
	⑧ 国籍 （外国籍の方のみ）		⑨ 外国人通称名 （住民票上の通称）	(フリガナ)			

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

B 届出（申出）事項	⑩届書種類・番号	⑪該当・申出年月日／出産（予定）日	⑫理由等						
	資格取得届	1	平成	年	月	日	0. 20歳到達（学生） 1. 資格取得届出もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金（共済含む）からの移行	4. 任意加入の申出 5. その他 10. 中国残留邦人等 11. 外国からの転入	
	種別変更届	2	令和						
	資格取得申出	3							
	資格喪失届	4	平成					1. 厚生年金（共済含む）への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出	5. 期間満了 10. 中国残留邦人等非該当 11. 外国への転出
	資格喪失申出	5	令和						
	付加保険料 納付・辞退申出	6	平成					1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出	3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
	付加保険料 該当・非該当届	7	令和						
	保険料 免除理由該当届	8	平成					1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） 2. 法第89条第2号（生活扶助等） 3. 法第89条第3号（国立療養所等）	⑬保険料納付申出の確認
	保険料 免除理由消滅届	9	令和					1. 希望する 2. 希望しない	
	基礎年金番号通 知書再交付申請	10	平成					1. 紛失 2. 破損（汚れ）	9. その他 ()
	産前産後免除 該当届	14	平成					単胎・多胎の別	1. 単胎 2. 多胎
	備考								

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

C 届出事項	⑩届書種類・番号	⑪該当年月日	⑫理由等				
	住所変更届	11	平成 令和	年	月	日	変更前住所
	氏名変更届	12	平成 令和	年	月	日	変更前氏名
	死亡届	13	平成 令和	年	月	日	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄	⑭納付書関連	
	作成不要	1
	早期送付	2

それでは、こちらの国民年金被保険者
関係届書に記入をお願いします。

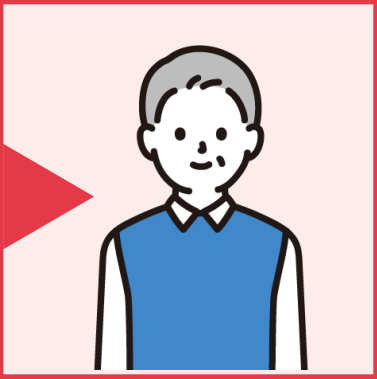
●
●
●
(届書の記載)

1 国民年金被保険者関係届書の提出

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を

B. 届出（申出）事項	⑩届書種類・番号		⑪該当・申出年月日／出産（予定）			
	資格取得届	1	平成 令和			
	種別変更届	2				
	資格取得申出	3		年		月
	資格喪失届	4	平成 令和			
	資格喪失申出	5		年		月
	付加保険料 納付・辞退申出	6	平成 令和			
	付加保険料 該当・非該当届	7		年		月
	保険料 免除理由該当届	8	平成 令和			
	保険料 免除理由消滅届	9		年		月
	基礎年金番号通 知書再交付申請	10	平成 令和	年		月
	産前産後免除 該当届	14	平成 令和	年		月
	備考					

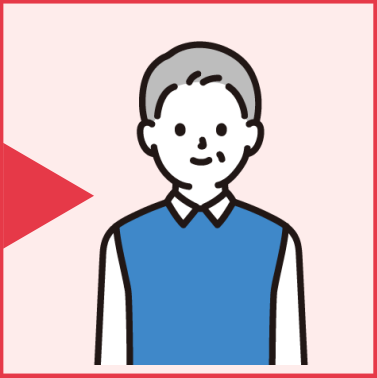
付加保険料とは何ですか？



国民年金の定額保険料に
月額400円を上乗せして・・・

（付加保険料の説明）

付加保険料を申し込みたいと思います。



（届書記載終了、Aさんが届書内容の確認をする）

1 国民年金被保険者関係届書の提出

届書コード
6542

年金事務所用

決裁令和年月日

事務センター長副事務センター長グループ長担当者

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

日本年金機構理事長 あて

令和 年 月 日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申し出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

国民年金被保険者
指定クレジットカード
納付方法

① 個人番号（または基礎年金番号）

② 生年月日

送信

被保険者氏名

③ 電話番号種別

④ 電話番号

送信

住所

⑤ カード番号（右詰めで記入）

⑥ カード有効期限

クレジットカード名義人氏名（自署）

被保険者との続柄

電話番号

※クレジットカード名義人本人が署名してください。

ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。

1. アメリカン・エクスプレス 2. イオン 3. NCB商連 4. OC
5. Orico 6. セゾン 7. JCB 8. セディナ
9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス
13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UCS
17. ライフカード 18. 楽天 19. UC 20. VISA
21. Master

納付方法

1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納 6 2年前納（4月開始）

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」＞「1年前納」＞「6カ月前納」の順になります。

（注）ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。
また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用いただけません）。

（注）クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄：☐ 特定業務契約職員 ☐ 職員 ☐ その他

1枚目

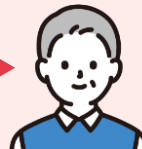
2501 1016 004

保険料はどのように支払うのですか？



保険料の納付方法は、毎月、納付書でお支払いいただくほか、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。
（各種納付方法の説明）

クレジットカードで納付したいと思います。



クレジットカードでの納付の場合、こちらの申出書を記入して、年金事務所へ提出してください。

（申出書の記載）

1 国民年金被保険者関係届書の提出

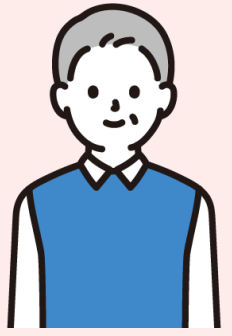
指定クレジットカード	⑤ カ ー ド 番 号 (右詰めで記入)										⑥ カ ー ド 有 効 期 限			
	- - - - -										月 / 2 0 年			
	クレジットカード名義人氏名 (自署)					被保険者との続柄					電 話 番 号			
	※クレジットカード名義人本人が署名してください。										- - - - -			
	ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。 1. アメリカン・エクスプレス 2. イオン 3. NC日商連 4. OC 5. O r i c o 6. セゾン 7. J C B 8. セディナ 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UCS 17. ライフカード 18. 楽天 19. UC 20. V I S A 21. M a s t e r													
納付方法	1	毎月納付	2	6カ月前納	3	1年前納	5	2年前納	6	2年前納 (4月開始)				



ちなみに、保険料をまとめて前払いすることもでき、前払いすることで割引が適用されるので・・・

(前納の説明)

前払いができるのですね。
では、2年分を前払いしたいと思います。



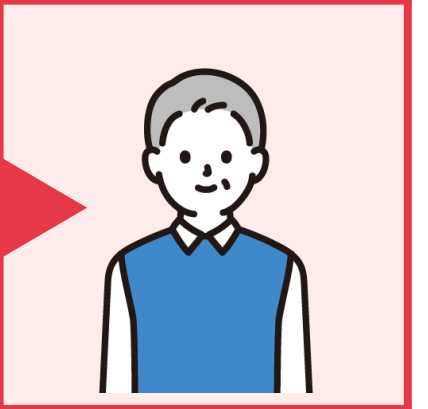


2年前納する場合、
こちらに○をしてください。

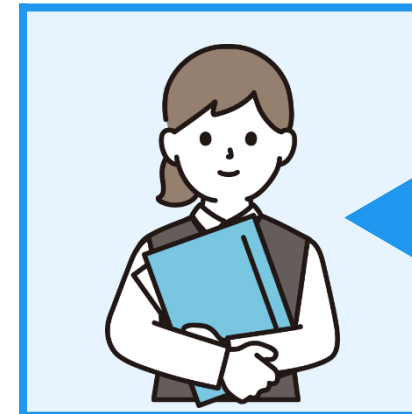
(申出書記載終了)

1 国民年金被保険者関係届書の提出

ちなみに、この2年分を前納すると
将来もらえる年金額が
どれくらい変わりますか？



そうですね、現在の見込みですと・・・
(年金額についての説明)



(窓口対応終了)

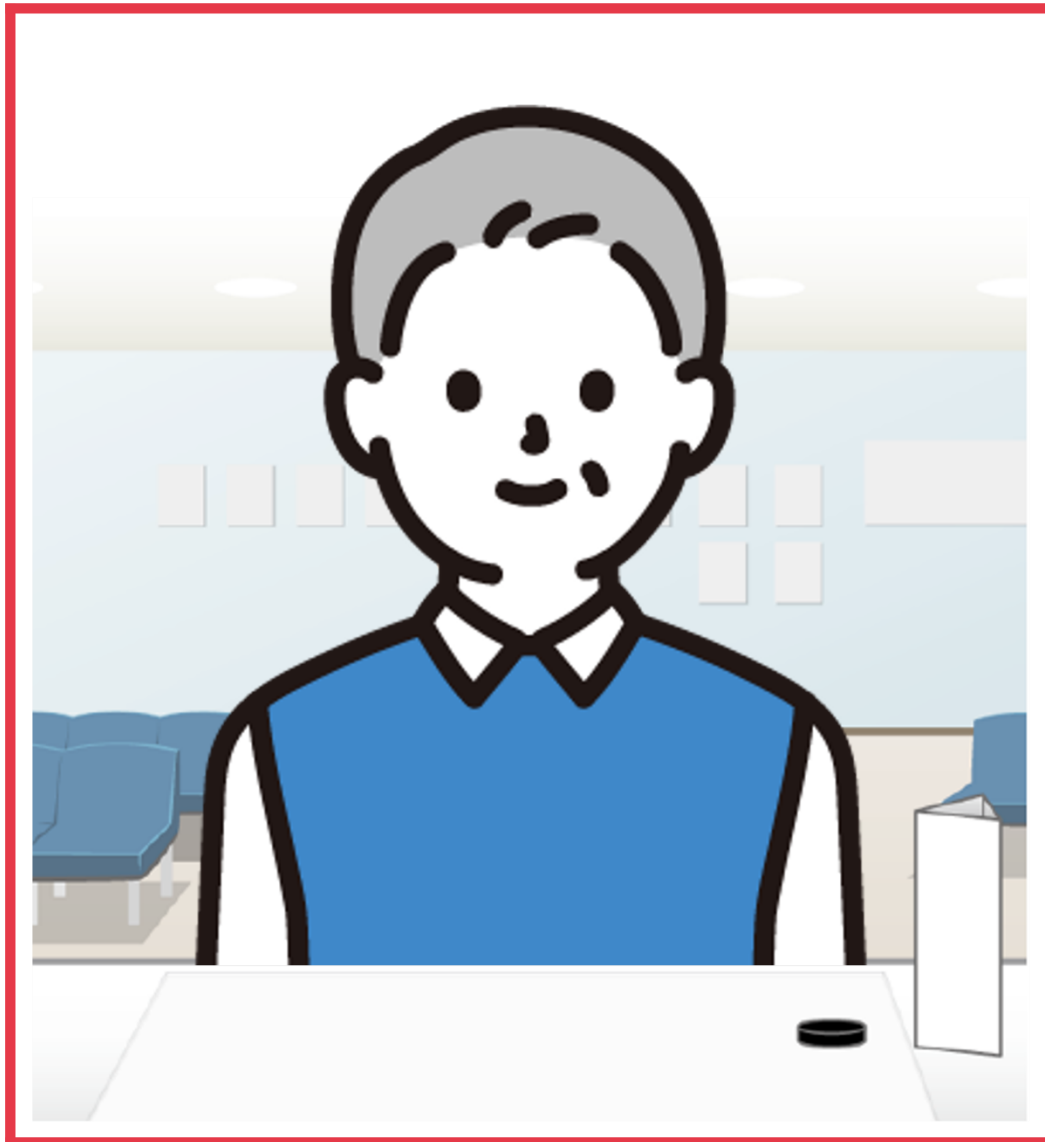
後日、Bさんは、管轄の年金事務所に
クレジットカード納付申出書を
提出しました。





シーン毎事務区分の整理

1 国民年金被保険者関係届書の提出（シーン毎事務区分の整理）



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

勤めていた会社を辞めたのですが、
何か手続きが必要でしょうか？



・
・
・

（必要な手続きの説明）

事務の内容

厚生年金から国民年金への種別変更の際、
必要な手続きについて説明

備考

国民年金市町村事務処理基準第6条

事務の区分

法定受託事務



厚生年金から国民年金への種別変更の際、必要な手続きについて
説明していただいているかと思いますが、これは**法定受託事務**に該当します。

1 国民年金被保険者関係届書の提出（シーン毎事務区分の整理）

様式コード
4 1 0 0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 日本年金機構理事長 へて 令和 年 月 日
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏 名： _____

被保険者との続柄： 1. 本人 2. その他（ ）

市区町村 日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 性別	1. 男性 2. 女性
	⑤ 郵便番号	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他
	⑦ 住所		
	⑧ 国籍 (外国籍の方のみ)	⑨ 外国人通称名 (日本語の上の通称)	⑩ 住所 (フリガナ)

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①届出・申出年月日／出産（予定）日	②理由等
資格取得届 1	平成 年 月 日	0. 20歳到達（学生）
種別変更届 2	令和 年 月 日	1. 資格取得届出もれ
資格取得届 3	平成 年 月 日	2. 20歳到達もれ
資格喪失届 4	平成 年 月 日	3. 厚生年金（両方含む）からの移行
資格喪失届 5	令和 年 月 日	4. 厚生年金（両方含む）からの移行
付加保険料納付・非該当届 6	平成 年 月 日	1. 納付の申出
付加保険料納付・非該当届 7	令和 年 月 日	2. 納付辞退の申出
保険料免除理由届 8	平成 年 月 日	3. 納付の申出
保険料免除理由届 9	令和 年 月 日	4. 納付辞退の申出
基礎年金番号通知書再交付申請 10	平成 年 月 日	1. 法第99条第1号（障害基礎年金等）
産前産後免除届 14	平成 年 月 日	2. 法第99条第2号（生活扶助等）
備考		3. 法第99条第3号（国立療養所等）

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①届出年月日	②理由等
住所変更届 11	平成 年 月 日	変更前住所
氏名変更届 12	令和 年 月 日	変更前氏名
死亡届 13	平成 年 月 日	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄

送納付書開通	1
作成不要	2
早期送付	2

S3年 2410 1016 001



それでは、こちらの国民年金被保険者関係届書に記入をお願いします。

- ・
- ・
- ・

（届書の記載）

事務の内容
国民年金被保険者関係届書の記入方法についての説明
備考
国民年金市町村事務処理基準第6条
事務の区分
法定受託事務



国民年金被保険者関係届書の記入方法についての説明も法定受託事務に該当します。

14

1 国民年金被保険者関係届書の提出（シーン毎事務区分の整理）

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を

B. 届出（申出）事項	⑩届書種類・番号		⑪該当・申出年月日／出産（予定）			
	資格取得届	1	平成			
	種別変更届	2	令和			
	資格取得申出	3		年		月
	資格喪失届	4	平成			
	資格喪失申出	5	令和			
	付加保険料 納付・辞退申出	6	平成			
	付加保険料 該当・非該当届	7		年		月
	保険料 免除理由該当届	8	平成			
	保険料 免除理由消滅届	9	令和			
	基礎年金番号通 知書再交付申請	10		年		月
	産前産後免除 該当届	14	平成			
	備考			年		月

付加保険料とは何ですか？



国民年金の定額保険料に
月額400円を上乗せして・・・

（付加保険料の説明）

付加保険料を申し込みたいと思います。



（届書記載終了、Aさんが届書内容の確認をする）

事務の内容

付加保険料の申出書の受付
付加保険料の説明

備考

国民年金市町村事務処理基準第26条

事務の区分

法定受託事務



付加保険料の申出書の受付や説明は法定受託事務に該当します。

1 国民年金被保険者関係届書の提出（シーン毎事務区分の整理）

国民年金被保険者関係届書（変更）申出書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申し出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号（または基礎年金番号）	② 生 年 月 日	③ 電話番号種別	④ 電話番号
5 昭和 7 平成	年 月 日	1 自宅 2 携帯 3 勤務先 4 その他	- -
被 保 険 者 氏 名			
住 所			
〒 -			
⑤ カ ー ド 番 号（右詰めで記入）		⑥ カ ー ド 有 効 期 限	
- - - - -		月 / 2 0 年	
クレジットカード名義人氏名（自署）		被保険者との続柄	
※クレジットカード名義人本人が署印してください。		電 話 番 号	
- - - - -		- -	
ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。			
1. アメリカン・エクスプレス 2. イオン 3. NCB商通 4. OC			
5. O r i c o 6. セゾン 7. JCB 8. セディナ			
9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 楽天 12. トヨタファイナンス			
13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. U O S			
17. ライフカード 18. 楽天 19. UC 20. V I S A			
21. M a s t e r			
納付方法	1 毎月納付	2 6カ月前納	3 1年前納
		5 2年前納	6 2年前納（4月開始）

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」>「1年前納」>「6カ月前納」の順になります。

⑦ ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。
また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用いただけません）。

⑧ クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

※3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄：☐ 特定業務契約職員 ☐ 職員 ☐ その他

1枚目 2501 1016 004

保険料はどのように支払うのですか？



保険料の納付方法は、毎月、納付書でお支払いいただくほか、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。
（各種納付方法の説明）

クレジットカードで納付したいと思います。



クレジットカードでの納付の場合、こちらの申出書を記入して、年金事務所へ提出してください。

（申出書の記載）

事務の内容

各種納付方法について説明

備考

資格取得時等における口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進
「納付督促件数」に該当します。

事務の区分

協力・連携事務



各種納付方法についての案内は協力・連携事務に該当します。

1 国民年金被保険者関係届書の提出（シーン毎事務区分の整理）

指定クレジットカード

⑤ カード番号（右詰めで記入）

⑥ カード有効期限

クレジットカード名義人氏名（自署）

被保険者との続柄

電話番号

※クレジットカード名義人本人が署名してください。

ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。

1. アメリカン・エクスプレス

2. イオン

3. NCB日商連

4. OC

5. Orico

6. セゾン

7. JCB

8. セディナ

9. ダイナースクラブ

10. ジャックス

11. 東急

12. トヨタファイナンス

13. 日専連

14. 三井住友

15. 三菱UFJニコス

16. UCS

17. ライフカード

18. 楽天

19. UC

20. VISA

21. Master

納付方法

1 毎月納付

2 6カ月前納

3 1年前納

5 2年前納

6 2年前納（4月開始）

ちなみに、保険料をまとめて前払いすることもでき、前払いすることで割引が適用されるので・・・

（前納の説明）

前払いができるのですね。

では、2年分を前払いしたいと思います。

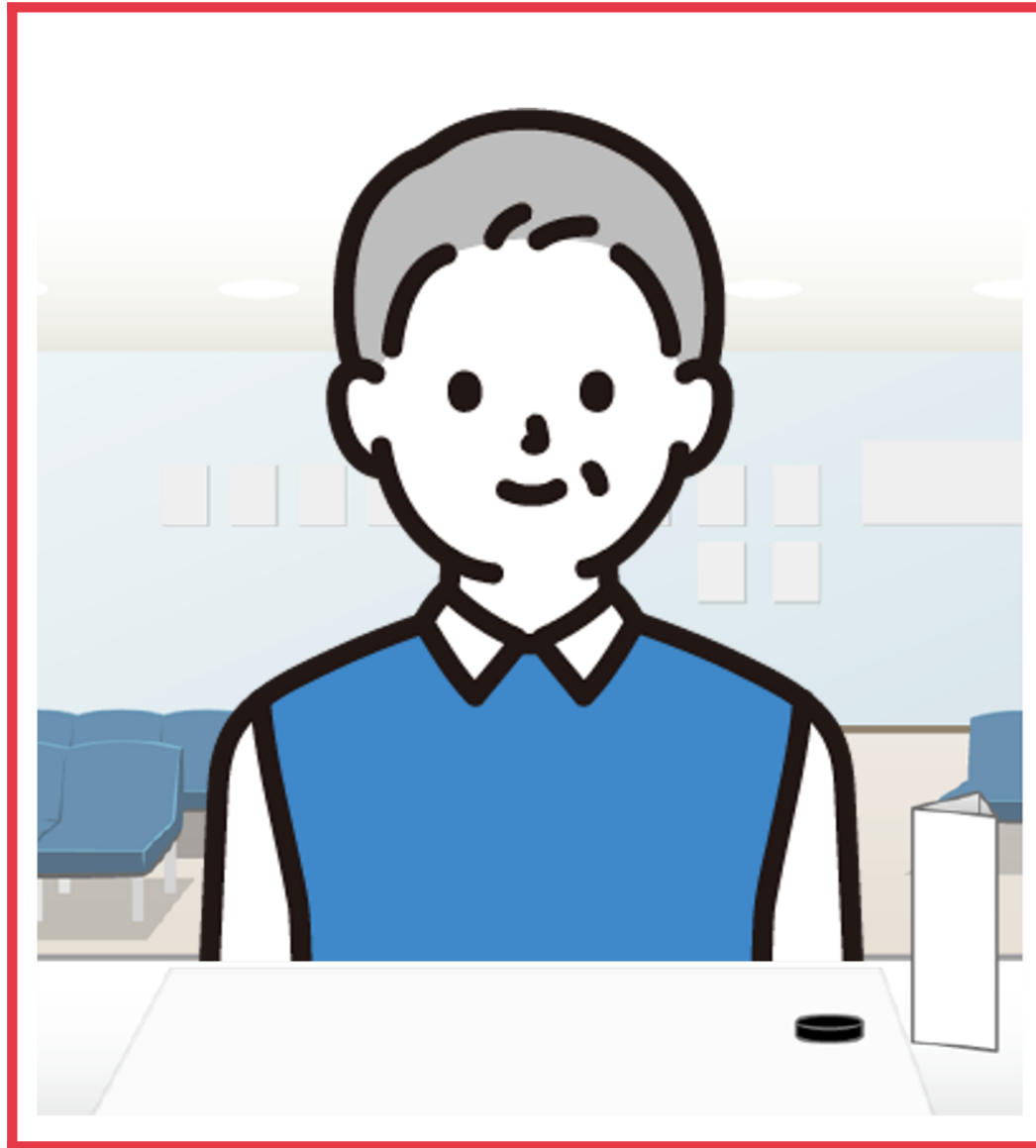
2年前納する場合、こちらに○をしてください。

（申出書記載終了）

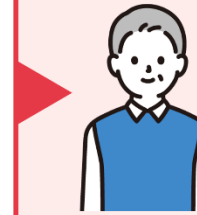
事務の内容
前納について説明
備考
資格取得時等における口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 「納付督促件数」に該当します。
※納付方法と前納の案内を同時に行った場合でも「納付督促件数」は合わせて1件の計上となります。
事務の区分
協力・連携事務

前納についての説明は協力・連携事務に該当します。ただし、支払い方法の案内と合わせて「納付督促1件」として計上できます。

1 国民年金被保険者関係届書の提出（シーン毎事務区分の整理）



ちなみに、この2年分を前納すると
将来もらえる年金額が
どれくらい変わりますか？



そうですね、現在の見込みですと・・・
（年金額についての説明）

（窓口対応終了）



後日、Bさんは、管轄の年金事務所に
クレジットカード納付申出書を
提出しました。

事務の内容

年金額の説明
納付申請書の提出

備考

年金額の説明は、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「**来訪相談件数**」に該当します。

納付申請書の提出は、資格取得時等における口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進「**クレジットカード納付申出件数**」、「**前納申出件数**」にそれぞれ該当します。

事務の区分

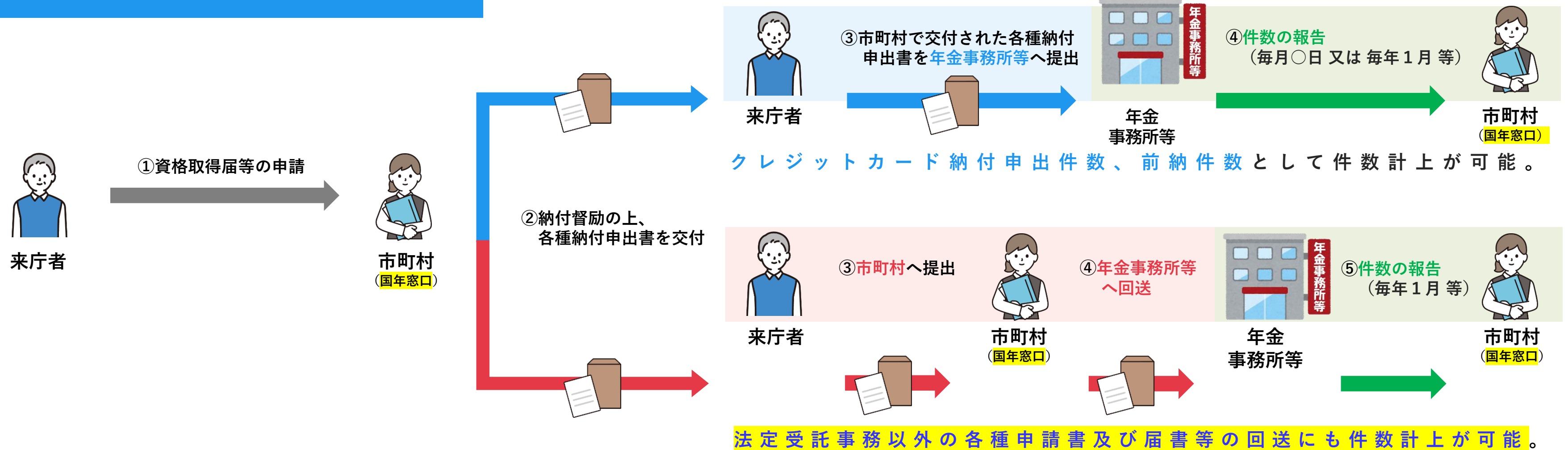
協力・連携事務



Bさんが年金事務所へ提出したクレジットカード納付申出書は、その後、年金事務所で確認され、市町村へ「**クレジットカード納付申出件数**」、「**前納件数**」として報告されます。

1 国民年金被保険者関係届書の提出（シーン毎事務区分の整理）

手続きから件数報告の流れ



Bさんが納付申出書を市町村へ提出し、年金事務所へ回送をした場合は、**協力・連携事務**として「**法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送**」にも計上できます



事務区分の整理（まとめ）

1 国民年金被保険者関係届書の提出（事務区分の整理（まとめ））

事務内容		説明	備考	事務の区分け
①	手続きの説明 届書の記載方法の説明	第1号被保険者の資格取得に係る制度説明及び国民年金被保険者関係届書の記入についての説明は 法定受託事務 に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第6条	法定受託事務
	付加保険料の説明		国民年金 市町村事務処理基準 第26条	
③	各種納付方法の案内	資格取得時等における口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 「 納付督促件数 」に該当します。 ※納付方法と前納の案内を同時に行った場合でも「 納付督促件数 」は合わせて1件の計上となります。	協力・連携編スライド P5～P15	協力・連携事務
④	前納の案内			
⑤	年金額の説明			
⑥	納付申出書の提出 (来庁者が年金事務所へ提出した場合)	資格取得時等における口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 「 クレジットカード納付申出件数 」、「 前納申出件数 」にそれぞれ該当します。	協力・連携編スライド P5～P15	
	納付申出書の提出 (市町村が年金事務所へ回送した場合)	来庁者が納付申出書を市町村へ提出、その後、市町村が納付申出書を回送した場合 「 法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送 」にも該当します。	協力・連携編スライド P8、P38	

2

免 除 申 請 の 手 続 き

2 免除申請の手続き

Cさんは、失業し国民年金の納付が厳しいため、市役所を訪ねてきた。

Cさん

来庁者

失業し、国民年金の納付が厳しい。
どうしたらよいものか？

① 免除制度について

② 免除申請書の記載について

③ 保険料の追納について



免除制度をどうぞ！

① 免除制度の案内

② 免除申請書の記載方法の説明

③ 保険料追納の案内

Aさん

国民年金窓口

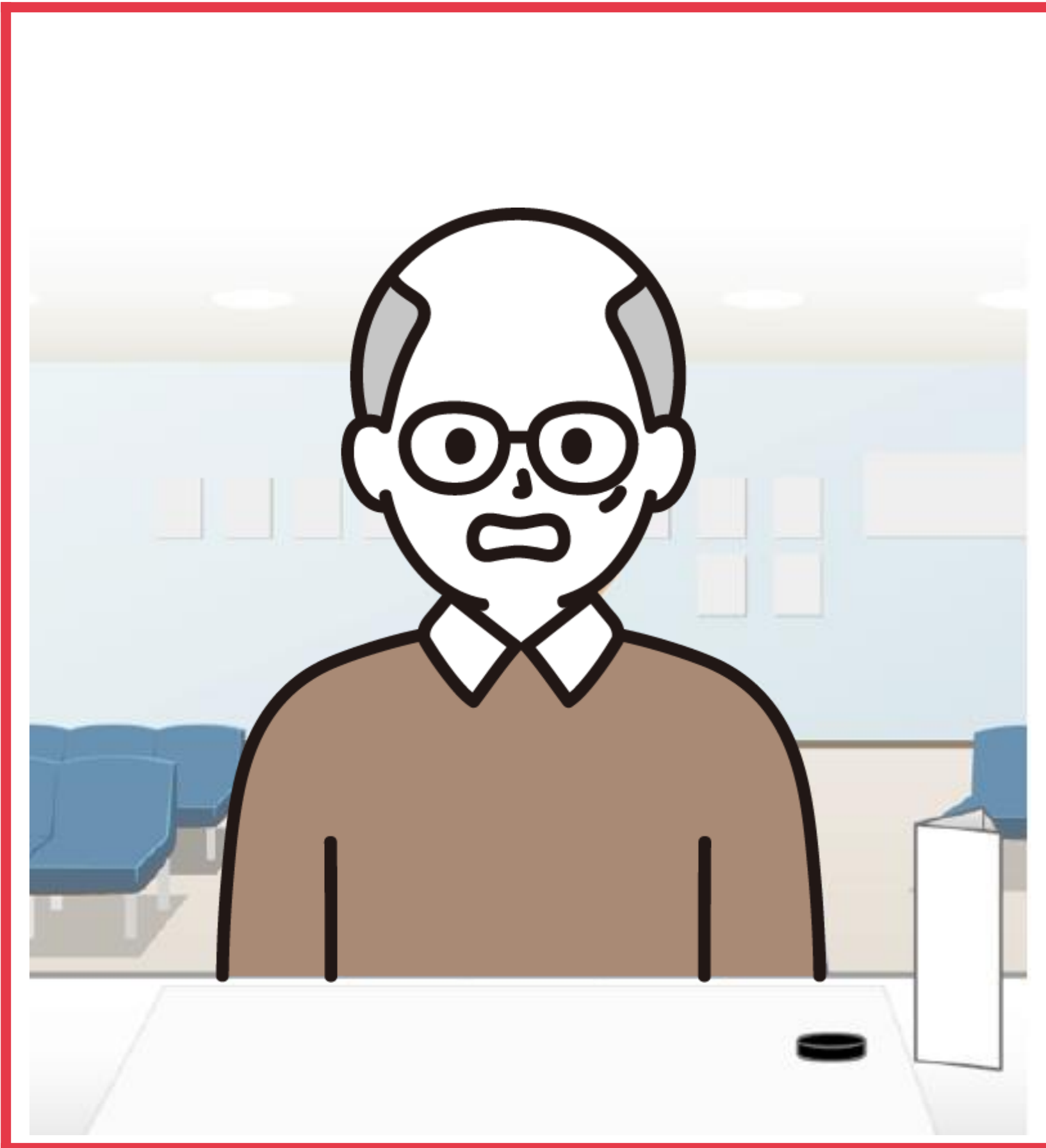


上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



窓口対応の一連の流れ

2 免除申請の手続き



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

実は失業した関係で
国民年金保険料の納付が厳しいのです。
免除制度があると聞いたので、
手続きをしたいのですが・・・



分かりました。では免除制度の
内容をご説明させていただきますね。

お願いします。



2 免除申請の手続き



国民年金の第1号被保険者の方は、
経済的な理由などで保険料を納めることが
難しくなってしまったときに、
保険料が免除される制度を利用できます…

(免除制度の説明)

制度のご説明は以上になりますが、
免除申請されますか？

はい。申請します。



2 免除申請の手続き

様式コード

4635

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。
〒 ー
住所：
被保険者氏名：

指定全額免除申請事務取扱者

市区町村

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A. 基本情報	① 個人番号（または基礎年金番号）		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	ー ー	
	③ 被保険者氏名	(フリガナ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日	
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。			
	⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。 ◆ 「⑩申請期間」欄に記載した年の1月1日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。 (配偶者が別世帯の場合) 配偶者の個人番号 (ー ー)				
B. 申請内容	⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄に記入してください。				
		1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
	⑩ 申請期間	平成 年度分 令和				
	⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし 配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし 世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族 あり (人) ・ なし				
	⑫ 特例認定区分 (添付書類要確認)	被保険者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()				
⑬ 継続希望	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。 希望しない場合は「希望しない場合は」を○で囲んでください。				希望しません	
	2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。 希望しない場合は「希望しない場合は」を○で囲んでください。				希望しません	
⑭ 備考						

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

S3年

2410 1016 005

それでは、こちらの
国民年金保険料免除・納付猶予申請書に
記入をお願いします。

- ・
- ・
- ・

（申請書の記載方法の説明）

はい。できました。

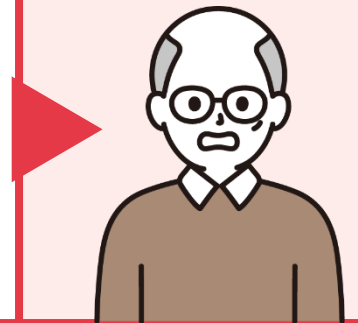
27

2 免除申請の手続き



ありがとうございます。
お預かりいたします。
他に何かご不明な点はございませんか？

免除という事は、その分の保険料は
払わなくていいということですよね？



免除された期間の保険料を納められなかった
場合、将来受け取る年金額が全額納付し
た場合と比べて少なくなります。

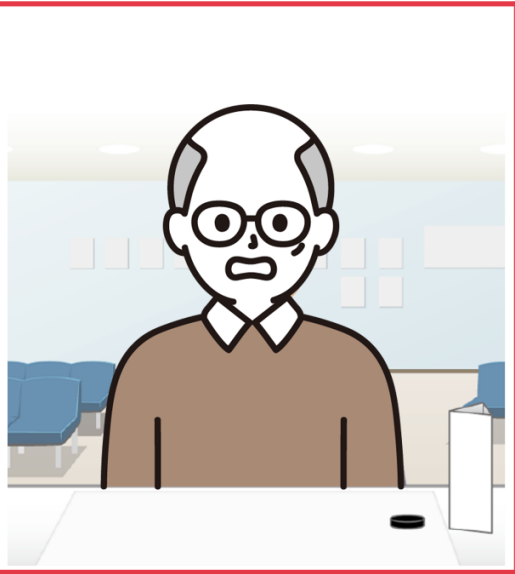
しかし、あとから保険料を納付できる
「追納」という制度があり・・・

(追納の説明)



シーン毎事務区分の整理

2 免除申請の手続き（シーン毎事務区分の整理）

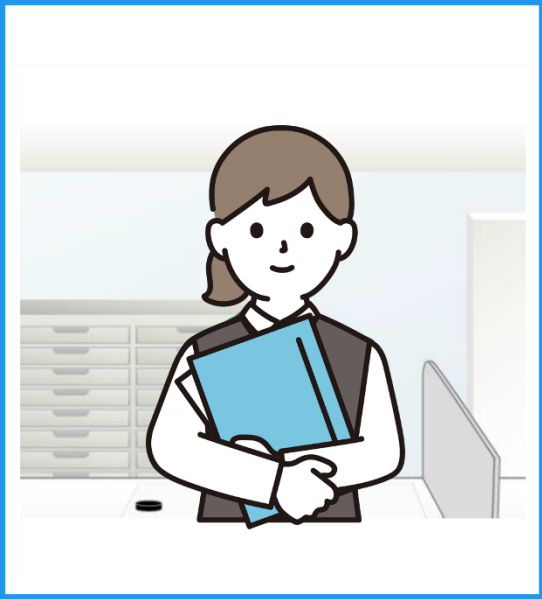


こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

実は失業した関係で
国民年金保険料の納付が厳しいのです。
免除制度があると聞いたので、
手続きをしたいのですが・・・

分かりました。では免除制度の
内容をご説明させていただきますね。

お願いします。

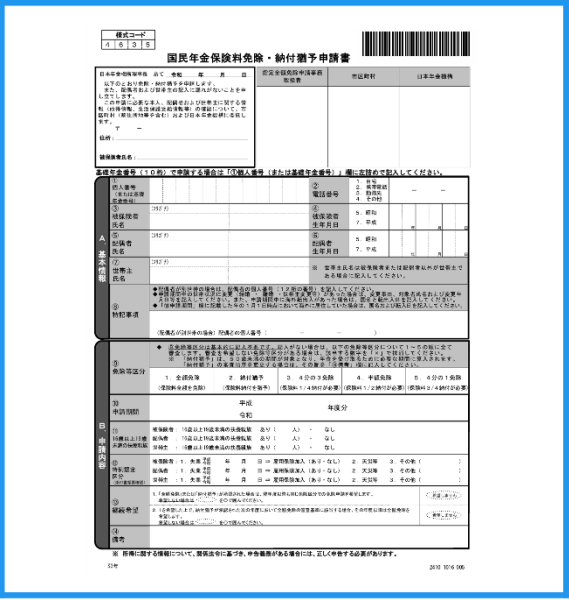


国民年金の第1号被保険者の方は、
経済的な理由などで保険料を納めることが
難しくなってしまったときに、
保険料が免除される制度を利用できます・・・

（免除制度の説明）

制度のご説明は以上になりますが、
免除申請されますか？

はい。申請します。



それでは、こちらの
国民年金保険料免除・納付猶予申請書に
記入をお願いします。

・
・
・

（申請書の記載方法の説明）

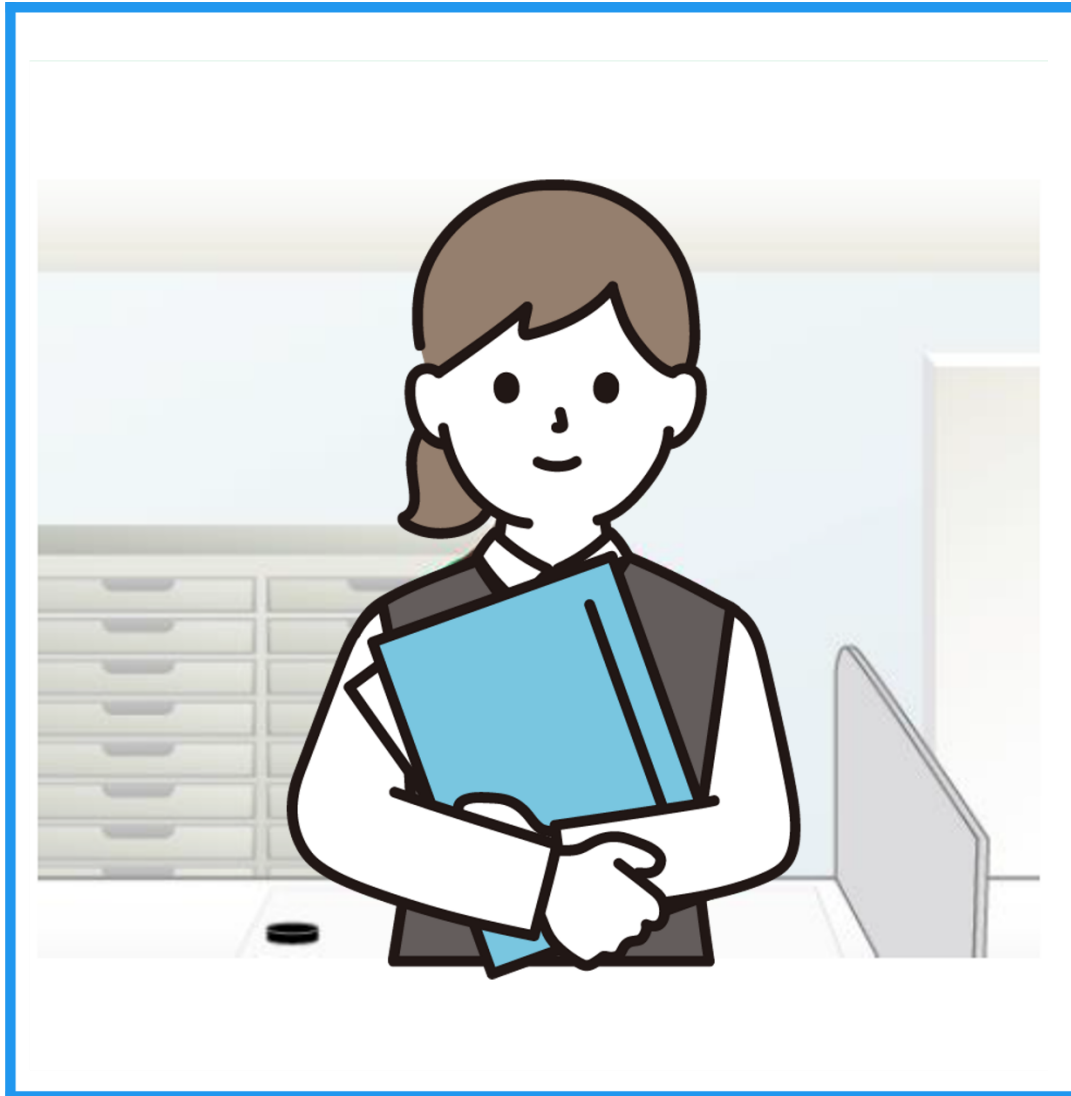
はい。できました。

事務内容	説明	備考	事務の区分け
免除制度の案内	免除制度についての説明は 法定受託事務 に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第35条	法定受託事務
免除申請書の記載方法の説明	また、免除申請書の記載方法の説明についても 法定受託事務 に該当します。		



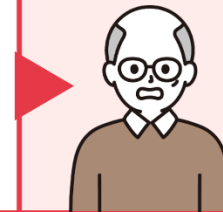
免除制度の説明や免除申請書の記載方法についての説明は**法定受託事務**に該当します。

2 免除申請の手続き（シーン毎事務区分の整理）



ありがとうございます。
お預かりいたします。
他に何かご不明な点はございませんか？

免除という事は、その分の保険料は
払わなくていいということですね？



免除された期間の保険料を納められなかつた場合、将来受け取る年金額が全額納付した場合と比べて少なくなります。

しかし、あとから保険料を納付できる
「追納」という制度があり・・・

（追納の説明）

事務の内容

保険料追納の案内

備考

保険料の追納に関する相談は法定受託事務以外の内容についての相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「来訪相談件数」に該当します。

事務の区分

協力・連携事務



保険料追納についての案内は協力・連携事務に該当します。



事務区分の整理（まとめ）

2 免除申請の手続き（事務区分の整理（まとめ））

事務内容		説明	備考	事務の区分け
①	免除制度の案内	免除制度についての説明は 法定受託事務 に該当します。 また、免除申請書の記載方法の説明についても 法定受託事務 に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第35条	法定受託事務
②	免除申請書の記載方法の説明	例外 各種説明の際に将来の受給額の話になると協力・連携事務に該当します。 (協力・連携編スライド P28～32)		
③	保険料追納の案内	保険料の追納に関する相談は 法定受託事務以外 の内容についての相談なので、 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 「来訪相談件数」に該当します。	協力・連携編スライド P28～P32	協力・連携事務



免除の手続きについては、難しく考えず下記のように整理しておきましょう。

法定受託事務 → **制度の説明、免除申請書の記載方法の説明**

協力・連携事務 → 免除区分毎に受給できる**将来の年金額**の案内
追納の案内。



3

学 生 納 付 特 例 申 請 の 手 続 き

3 学生納付特例申請の手続き

Dさんは、学生のため国民年金の納付が厳しく、市役所を訪ねて来た。

Dさん

来庁者

学生のため、国民年金の納付が厳しい。
どうしたらよいの？

① 学生納付特例制度について

② 申請書の記載方法について

③ 保険料の追納について

学生納付特例制度をどうぞ！

① 学生納付特例制度の案内

② 申請書の記載方法の説明

③ 保険料追納の案内

Aさん

国民年金窓口

上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



窓口対応の一連の流れ

3 学生納付特例申請の手続き



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

学生だと国民年金保険料の納付が
猶予される制度があると聞いて来ました。



わかりました、学生納付特例制度ですね。
では制度の内容をご説明させていただきますね。

お願いします。



3 学生納付特例申請の手続き



前年の所得が基準以下の学生の方は、
申請により、保険料の納付が猶予される
制度があり…

（学生納付特例制度の説明）

制度のご説明は以上になりますが、
申請されますか？

はい。申請します。



3 学生納付特例申請の手続き

様式コード
4 6 2 3



国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 へて 令和 年 月 日
以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。
〒 -
住所：
被保険者氏名：

学生納付特例事務法人等

市区町村

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A. 基本情報

① 個人番号（または基礎年金番号）

② 生年月日

③ 氏名

④ 電話番号

5. 昭和

7. 平成

1. 自宅

2. 携帯電話

3. 勤務先

4. その他

B. 申請内容

⑤ 申請期間

⑥ 在学予定期間

⑦ 学校の名称

⑧ 学校の所在地

⑨ 学生の区分

⑩ 学生証の有効期限

⑪ 前年所得

⑫ 特例認定区分（申請書）

⑬ 備考

平成 年 月から 平成 年 月まで

（入学年月）平成 年 月から （卒業予定年月）平成 年 月まで

都 道 府 県

1. 学生（学位あり） 4. 研究生
2. 通信制・通信課程 5. その他
3. 科目履修生（ ）

※左記の学生区分で、「1. 学生（学位あり）」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

平成 年 月末まで有効 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

1. なし
2. あり（128万円以下）
3. あり（128万円超）⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【 あり（ ）人 ・ なし 】

1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄

学生証確認欄

【留意事項】
○学生証のコピーをA4判で添付してください。
○学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
○在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

S3年

2410 1016 008

それでは、こちらの国民年金保険料
学生納付特例申請書に記入をお願いします。

-
-
-

（申請書の記載方法の説明）

はい。できました。

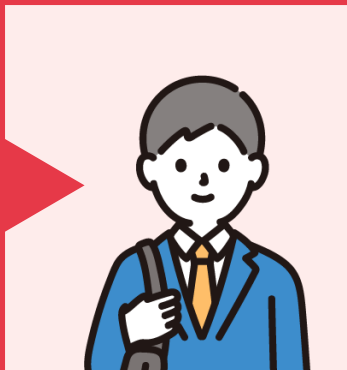
39

3 学生納付特例申請の手続き

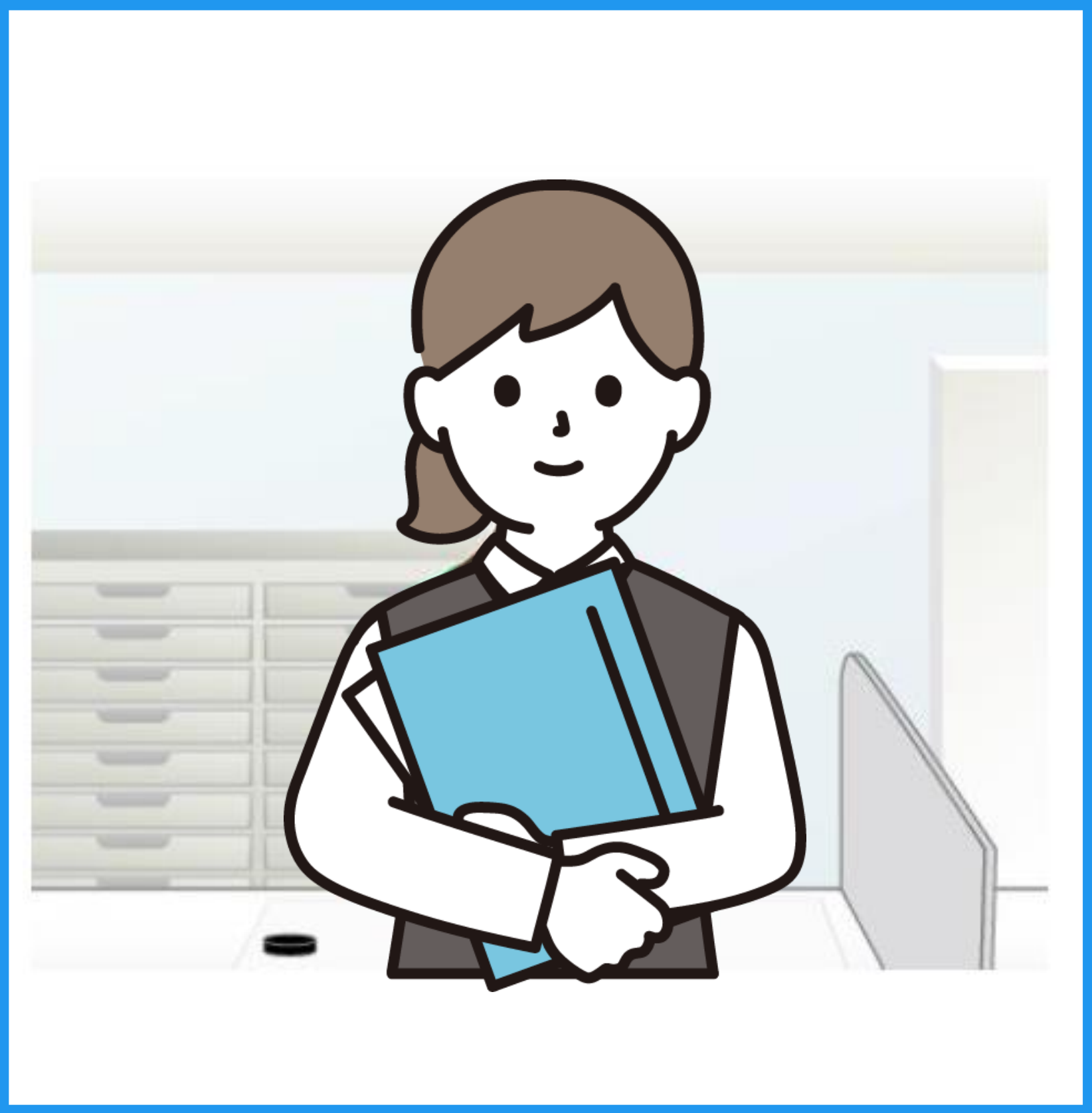


ありがとうございます。
お預かりいたします。
他に何かご不明な点はございませんか？

猶予された分はいつまでに
払えばいいんですか？



10年以内であれば、遡って保険料を
納めることができます・・・
(追納の説明)





シーン毎事務区分の整理

3 学生納付特例申請の手続き（シーン毎事務区分の整理）





こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

学生だと国民年金保険料の納付が
猶予される制度があると聞いて来ました。

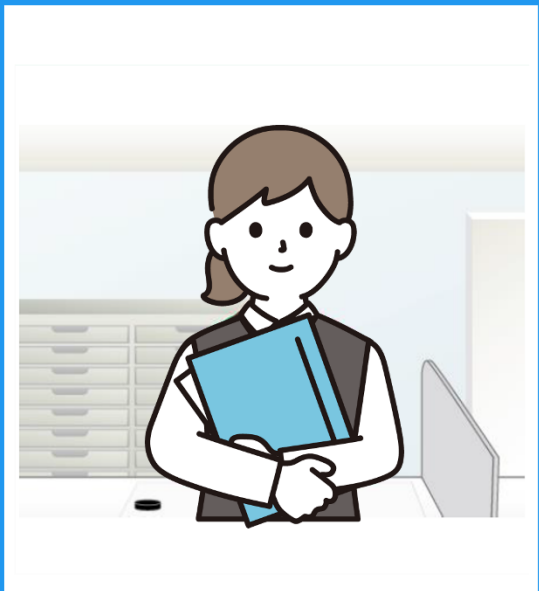




わかりました、学生納付特例制度ですね。
では制度の内容をご説明させていただきますね。

お願いします。







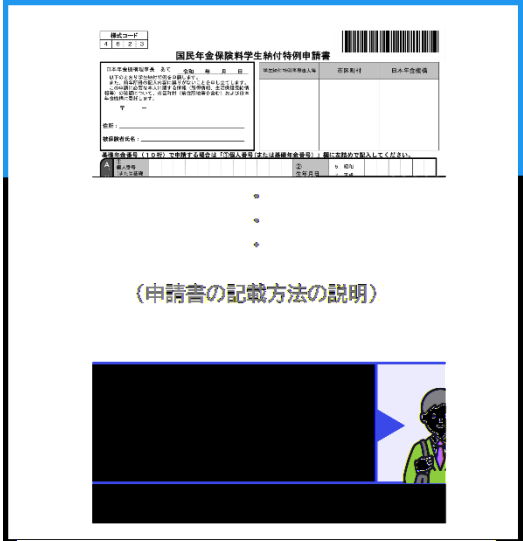
前年の所得が基準以下の学生の方は、
申請により、保険料の納付が猶予される
制度があり…

（学生納付特例制度の説明）

制度のご説明は以上になりますが、
免除申請されますか？

はい。申請します。





（申請書の記載方法の説明）





それでは、こちらの国民年金保険料
学生納付特例申請書に記入をお願いします。

…

（申請書の記載方法の説明）

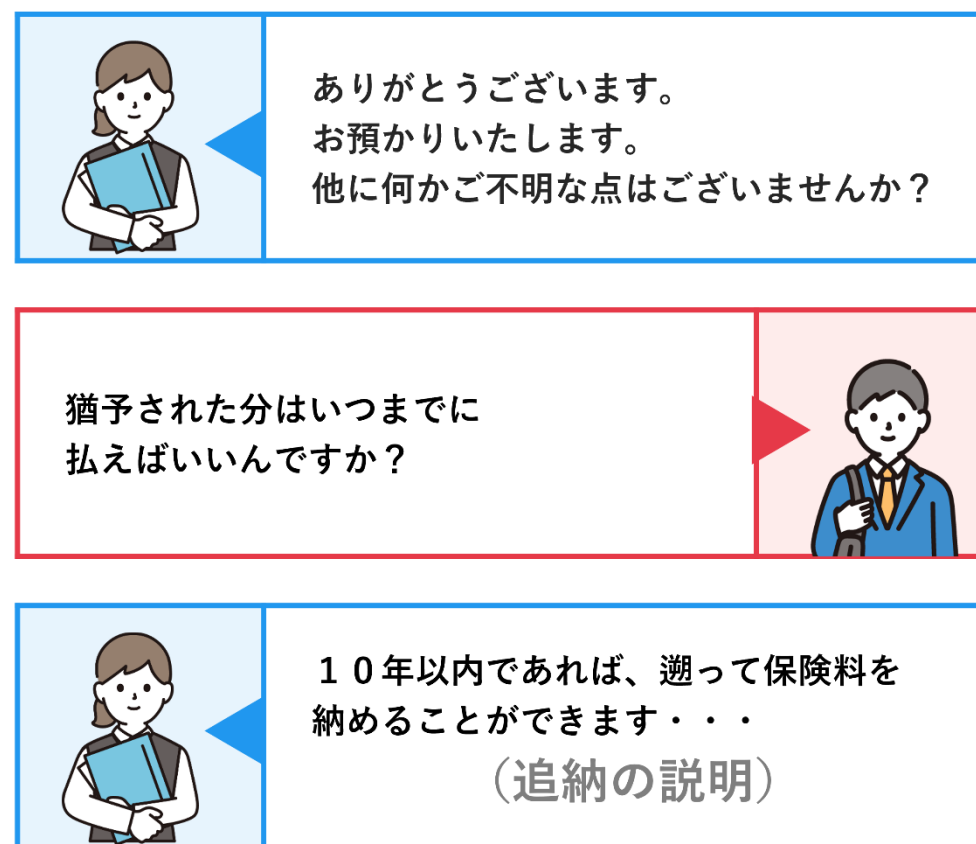
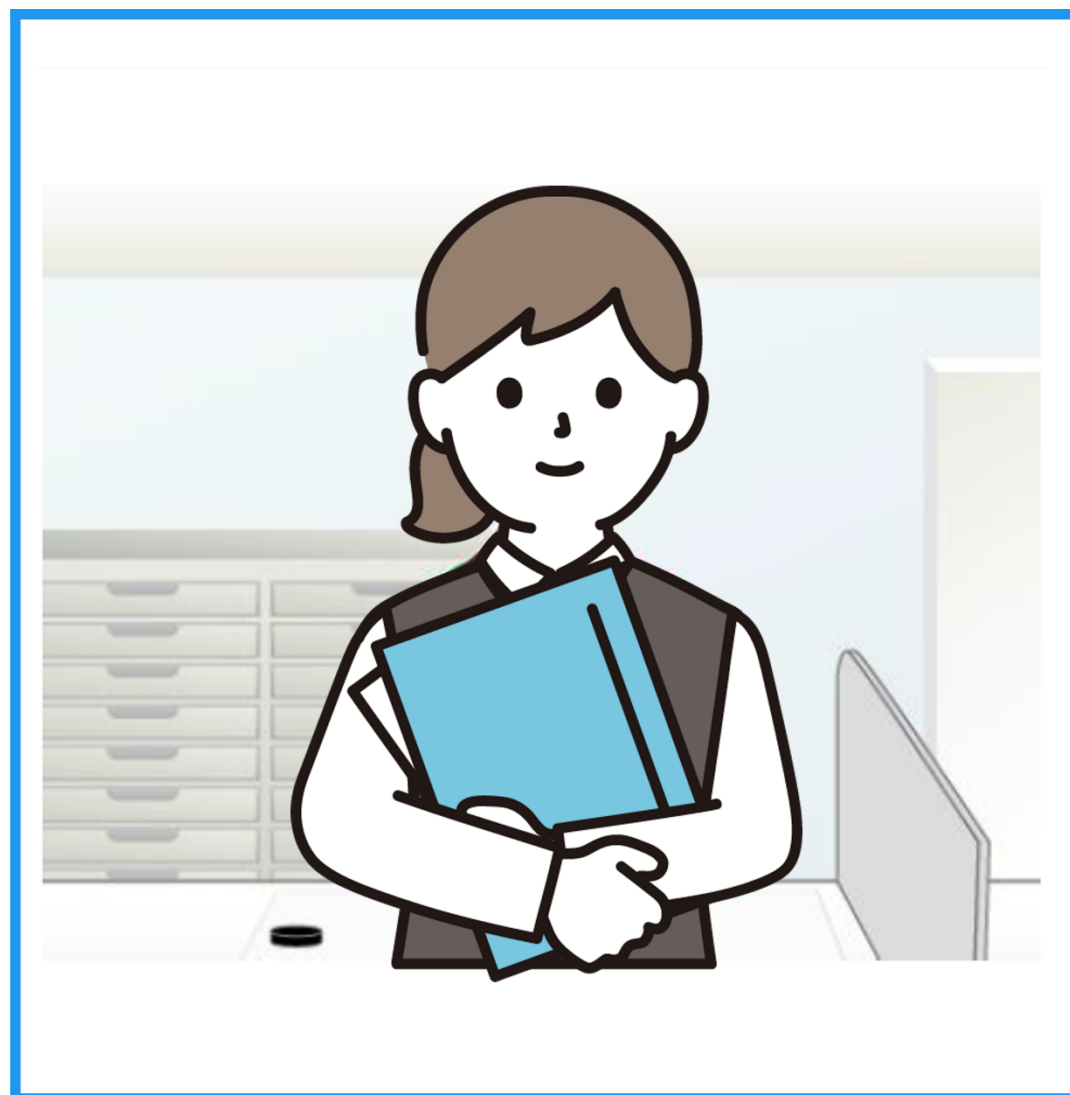
はい。できました。

事務内容	説明	備考	事務の区分け
学生納付特例制度の案内	学生納付特例制度についての説明は 法定受託事務 に該当します。 また、申請書の記載方法の説明についても 法定受託事務 に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第36条	法定受託事務
申請書の記載方法の説明			

学生納付特例制度の説明や申請書の記載方法についての説明は**法定受託事務**に該当します。

42

3 学生納付特例申請の手続き（シーン毎事務区分の整理）



事務の内容
保険料追納の案内
備考
保険料の追納に関する相談は法定受託事務以外の内容についての相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「来訪相談件数」に該当します。
事務の区分
協力・連携事務



保険料追納についての案内は協力・連携事務に該当します。



事務区分の整理（まとめ）

3 学生納付特例申請の手続き

事務内容		説明	備考	事務の区分け
①	学生納付特例制度の案内	学生納付特例制度についての説明は 法定受託事務 に該当します。 また、申請書の記載方法の説明についても 法定受託事務 に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第36条	法定受託事務
②	申請書の記載方法の説明	例外 各種説明の際に将来の受給額の話になると協力・連携事務に該当します。 (協力・連携編スライド P28～32)		
③	保険料追納の案内	保険料の追納に関する相談は 法定受託事務以外 の内容についての相談なので、 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 「 来訪相談件数 」に該当します。	協力・連携編スライド P28～P32	協力・連携事務



学生納付特例制度も免除申請と同じように事務の区分ができます。

法定受託事務 → 制度の説明、申請書の記載方法の説明

協力・連携事務 → 受給できる**将来の年金額**の案内。 **追納**の案内。



4-1

未支給年金・未支払給付金請求書、
死亡届の提出（老齢）

4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）

3月14日。**老齢**基礎年金〔1150〕、遺族厚生年金（夫の死後〔1450〕）、年金生活者支援給付金（老齢）を受給していたEさんが亡くなったため、Eさんの子のFさんは年金の手続きが何か必要と思い、市役所を訪ねて来た。

Fさん
来庁者

母が死亡したが、何か手続きが必要？

- ① 母親の死亡に関しての年金に関する手続きについて
- ② 未支給年金・未支払給付金の給付内容の確認について
- ③ 未支給年金・未支払給付金請求書の申請

未支給、未支払給付金等の各種手続きが必要です。

- ① 未支給年金・未支払給付金請求の案内
- ② 未支給年金・未支払給付金の給付について
- ③ 年金事務所への書類の回送

Aさん
国民年金窓口

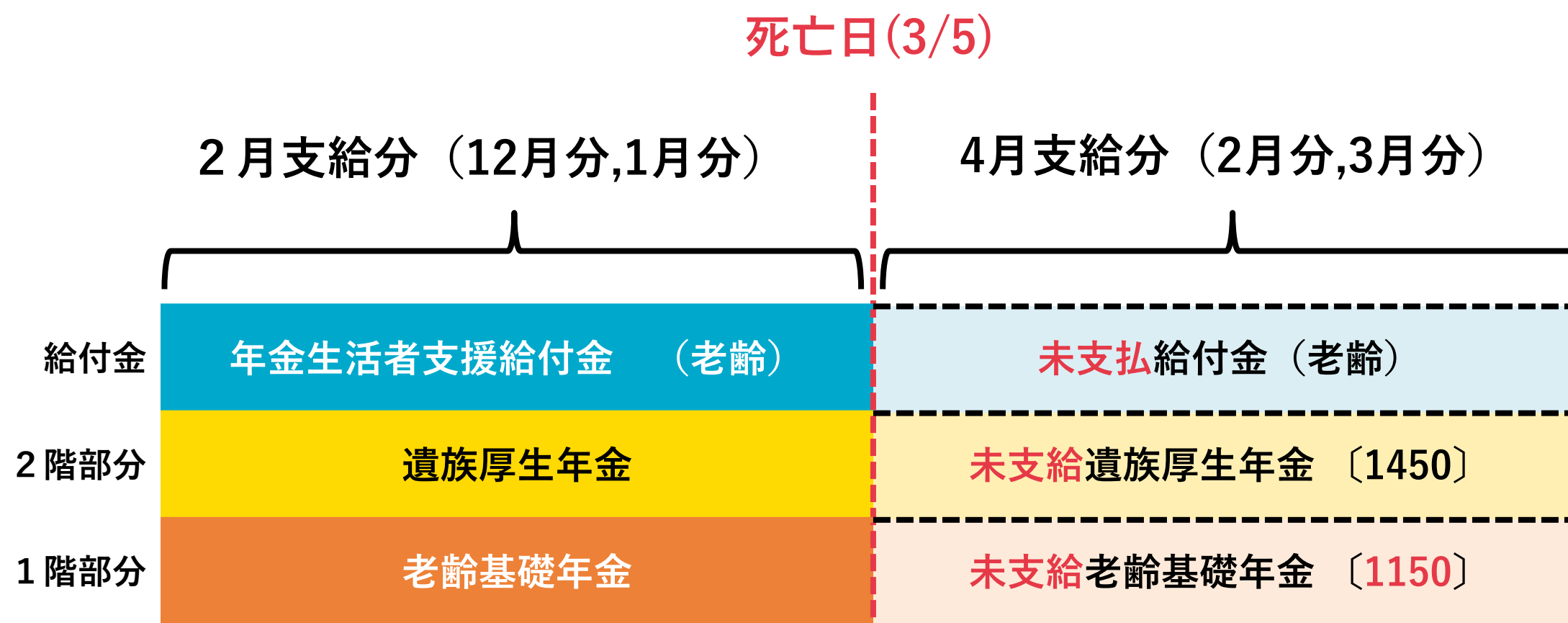
上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）



Eさん
(親)



Fさん
(子)



窓口対応の一連の流れ

4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

先日母が亡くなりまして、年金の手続きが
必要かもしれないと思って来たのですが・・・



このたびはお悔やみ申し上げます。
E様は生前に年金を受け取って
おられたのですね。
年金証書はご持参いただいていますか？

持ってきました。こちらです。



4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・年金生活者支援給付金
未支給年金・未支払給付金請求書

様式第514号

二次元コード

744501	744502	45	46	48
死亡した受給権者				
① 基礎年金番号				
年金コード				
② 生年月日				
③ (フリガナ) 氏名				
死亡した年月日				
死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済の年金以外に共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金(未済の給付)の請求を希望しますか。				
⑤ (フリガナ) 氏名				
⑥ 続柄				
⑦ 郵便番号				
⑧ 電話番号				
⑨ (フリガナ) 住所				
個人番号				
⑩ 年金受取機関				
⑪ 金融機関コード				
⑫ 支店コード				
⑬ 口座名義人氏名				
⑭ 金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄				
⑮ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。				
⑯ 死亡した方が三共済(JR・JT・NTT)・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合にご記入ください。				
⑰ 備考				
⑱ 別世帯となっていることについての理由書				
理由				
死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっていたが、生計を同じくしていた場合は「別居していたことについての理由書」などが必要となります。				
詳しくは、5ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」をご覧ください。				
令和 年 月 日 提出				
年金事務所記入欄				
※遺族給付同時請求				
※死亡届の添付				

死亡された方

請求される方

年金受取者

請求される方が別世帯の配偶者または子の場合

「記入上の注意」などよく読んでから「記入ください」。

◎ 基礎年金番号が不明なときは、年金事務所の窓口で相談ください。

※ 「印欄」は、記入しないでください。



ありがとうございます。拝見いたします。

(内容の確認)

E様は3月5日に亡くなりましたので、3月分まで年金が支給対象となりますが、この場合、2月、3月の2ヵ月分の年金は、4月15日が支払日となり、E様が受け取れずに未払いとなっている可能性がありますので、未支給年金・未支払給付金請求書を記入していただく必要があります。

分かりました。



4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）

ちなみに、死亡した母が受け取っていない
年金の支払いはどうなりますか？

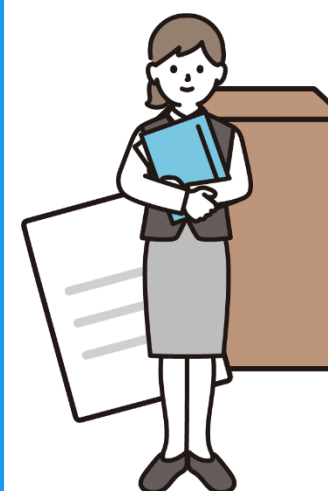


（老齢基礎年金及び遺族厚生年金
それぞれの支払いについて説明）



（請求書作成終了）

その後、職員AさんはFさんから預かった未支給
年金・未支払給付金請求書を年金事務所に回送し
ました。





シーン毎事務区分の整理

4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）（シーン毎事務区分の整理）





こんにちは、本日はどのような用件でいらっしゃいましたか？



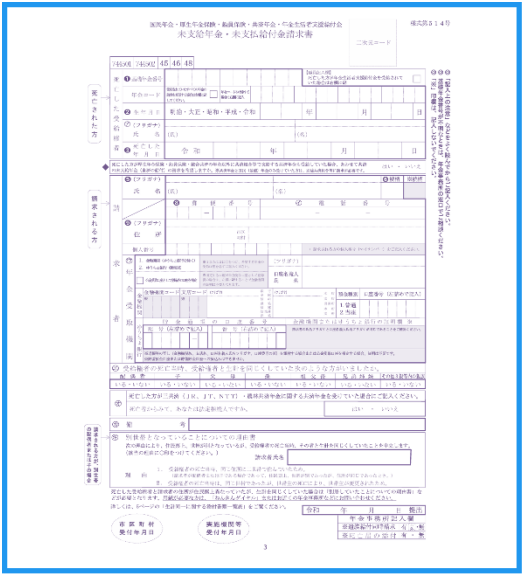
先日母が亡くなりまして、年金の手続きが必要かもしれないと思って来たのですが・・・



このたびはお悔やみ申し上げます。E様は生前に年金を受け取っておられたんですね。年金証書はご持参いただいていますか？



持ってきました。こちらです。





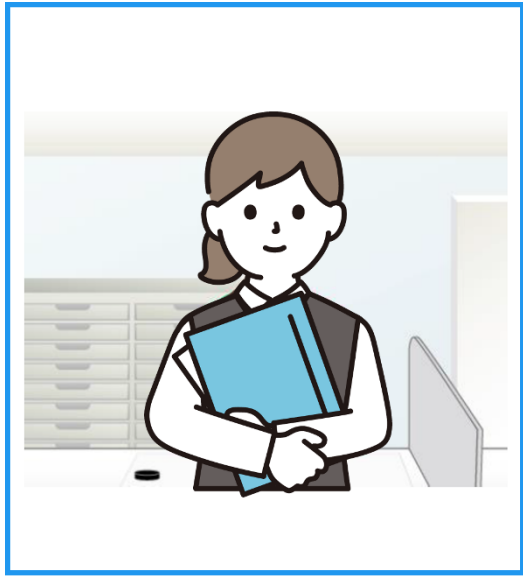
ありがとうございます。拝見いたします。

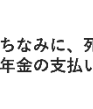
（内容の確認）

E様は3月5日に亡くなりましたので、3月分まで年金が支給対象となりますが、この場合、2月、3月の2ヵ月分の年金は、4月15日が支払日となり、E様が受け取れずに未払いとなっている可能性がありますので、未支給年金・未支払給付金請求書を記入していただく必要があります。



分かりました。





ちなみに、死亡した母が受け取っていない年金の支払いはどうなりますか？



（老齢基礎年金及び遺族厚生年金それぞれの支払いについて説明）

（請求書作成終了）

事務内容	説明	備考	事務の区分け
未支給年金・未支払給付金請求の案内	今回主として受給しているのは 老齢基礎年金 で 未支給年金（老齢） 〔1150〕は協力・連携事務に該当します。よって、今回の相談は法定受託事務以外の内容についての相談に当たるため、付随する 未支払給付金（老齢） も 協力・連携事務 に該当します。	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「 来訪相談件数 」（ 国民年金 ）	協力・連携事務
未支給年金・未支払給付金の給付について	未支給年金・未支払給付金の給付に関する相談は法定受託事務以外の内容についての相談に該当します。区分けについては 協力・連携事務 となります。	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談「 来訪相談件数 」（ 年金生活者支援給付金 ）	



未支給年金・未支払給付金（**障害・遺族・寡婦**）

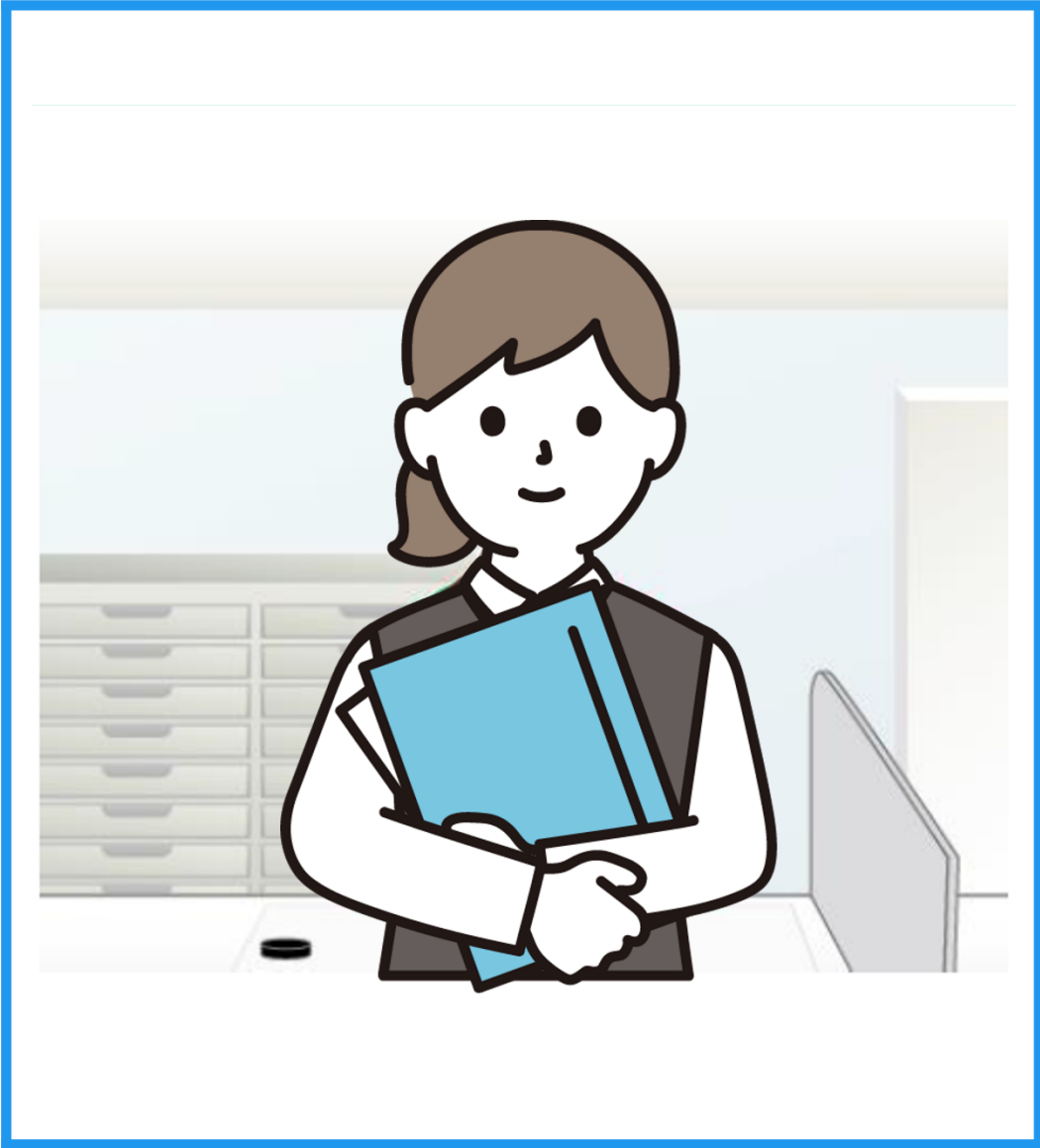
未支給年金・未支払給付金（**老齢**）

→ **法定受託事務**

→ **協力・連携事務**

54

4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）（シーン毎事務区分の整理）



ちなみに、死亡した母が受け取っていない年金の支払いはどうなりますか？	
	（老齢基礎年金及び遺族厚生年金それぞれの支払いについて説明）

（請求書作成終了）

その後、職員 AさんはFさんから預かった未支給年金・未支払給付金請求書を年金事務所に回送しました。

事務の内容
年金事務所等への書類の回送
備考
老齢基礎年金に係る未支給年金・未支払給付金請求書の年金事務所等への回送は、法定受託事務以外の申請書等の回送に当たるため協力・連携事務に該当します。
なお、未支給年金請求書と未支払給付金請求書は一体になっているため、未支給年金と未支払給付金をあわせて1件として、国民年金分のみ協力・連携事務に計上していただくことになります。
事務の区分
協力・連携事務



主として受給している年金が老齢年金の場合の申請書の回送は協力・連携事務となります。
ただし、未支給年金請求書と未支払給付金請求書は一体ですので、計上できるのは国民年金分のみです。



事務区分の整理（まとめ）

4-1 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（老齢）（事務区分の整理（まとめ））

事務内容		説明	備考	事務の区分け				
①	未支給年金・未支払給付金 請求の案内	今回主として受給しているのは老齢基礎年金で未支給年金（老齢）〔1150〕は協力・連携事務に該当します。よって、今回の相談は法定受託事務以外の内容についての相談に当たるため、付随する未支払給付金（老齢）も協力・連携事務に該当します。 <table><tr><td>未支給年金（老齢）〔1150〕</td><td>市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。</td></tr><tr><td>未支払給付金（老齢）</td><td>年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。</td></tr></table>	未支給年金（老齢）〔1150〕	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。	未支払給付金（老齢）	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。	協力・連携編スライド P28～P32 （国民年金） P59～P60 （年金生活者支援給付金）	協力・連携事務
未支給年金（老齢）〔1150〕	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金）「来訪相談件数」に該当します。							
未支払給付金（老齢）	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金）「来訪相談件数」に該当します。							
②	未支給年金・未支払給付金の 給付について	未支給年金・未支払給付金の給付について関する相談は法定受託事務以外の内容についての相談に該当します。区分けについては協力・連携事務となり、上記の①と同じ内容になります。						
③	年金事務所等への書類の回送	老齢基礎年金に係る未支給年金・未支払給付金請求書の年金事務所等への回送は、法定受託事務以外の申請書等の回送に当たるため協力・連携事務に該当します。 なお、未支給年金請求書と未支払給付金請求書は一体になっているため、未支給年金と未支払給付金をあわせて1件として、国民年金分のみ協力・連携事務に計上していただくことになります。 <table><tr><td>未支給年金（老齢）〔1150〕</td><td rowspan="2">法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送（国民年金）に該当します。 （未支給年金と未支払給付金あわせて1件）</td></tr><tr><td>未支払給付金（老齢）</td></tr></table>	未支給年金（老齢）〔1150〕	法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送（国民年金）に該当します。 （未支給年金と未支払給付金あわせて1件）	未支払給付金（老齢）	協力・連携編スライド P38	協力・連携事務 （国年分として計上） （給付金分は計上不可）	
未支給年金（老齢）〔1150〕	法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送（国民年金）に該当します。 （未支給年金と未支払給付金あわせて1件）							
未支払給付金（老齢）								

4-2

未支給年金・未支払給付金請求書、
死亡届の提出（**障害**）

4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）

3月14日。**障害基礎年金〔6350〕**、遺族厚生年金（夫の死後）〔1450〕、年金生活者支援給付金（障害）を受給していたGさんが亡くなったため、Gさんの子のHさんは年金の手続きが何か必要と思い、市役所を訪ねて来た。

Hさん
来庁者

母が死亡したが、何か手続きが必要？

- ① 母親の死亡に関しての年金に関する手続きについて
- ② 未支給年金・未支払給付金の給付内容の確認について
- ③ 未支給年金・未支払給付金請求書の申請

未支給、未支払給付金等の各種手続きが必要です。

- ① 未支給年金・未支払給付金請求の案内
- ② 未支給年金・未支払給付金の給付について
- ③ 年金事務所への書類の回送

Aさん
国民年金窓口

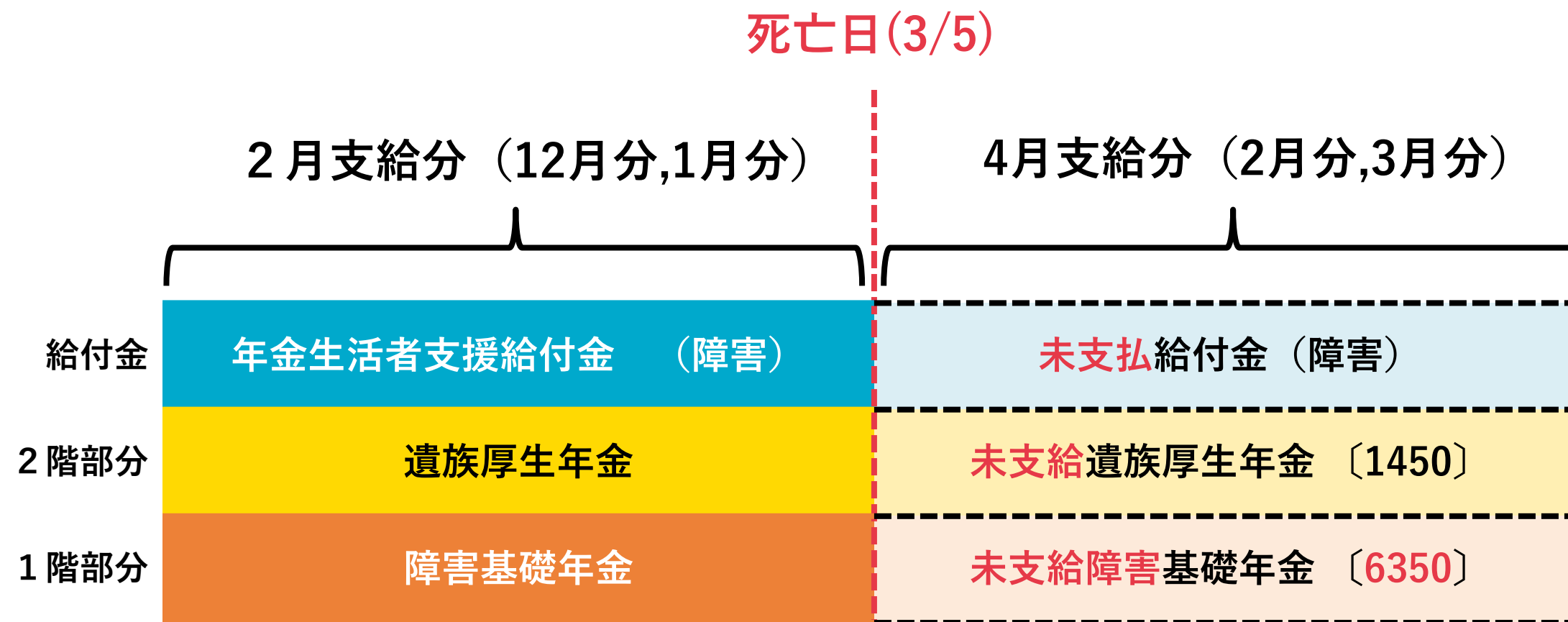
上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）



Gさん
(親)



Hさん
(子)



窓口対応の一連の流れ

4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

先日母が亡くなりまして、年金の手続きが
必要かもしれないと思って来たのですが・・・



このたびはお悔やみ申し上げます。
G様は生前に年金を受け取って
おられたのですね。
年金証書はご持参いただいていますか？

持ってきました。こちらです。



4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・年金生活者支援給付金

様式第514号

未支給年金・未支給給付金請求書

二次元コード

744501 744502 45 46 48

死亡された方

死亡した受給権者	① 基礎年金番号																【職員記入欄】 死亡した方が年金生活者支援給付金を受給されていた場合は右欄に☑	☐	
	年金コード	受給されていたすべての年金の請求を希望する場合は左欄に☑してください															☐	年金コードを指定する場合は右欄に記入	
	② 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和										年		月		日			
	⑦ (フリガナ) 氏 名	(氏)										(名)							
③ 死亡した年月日	令和										年		月		日				

死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済の年金以外に共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金（未済の給付）の請求を希望しますか。 ※共済年金と国民（基礎）年金のみ受けていた方は、別途共済組合等に請求が必要です。

はい・いいえ

請求される方

請求者取関	⑤ (フリガナ) 氏 名	(氏)										(名)					⑥ 続柄	※続柄
	⑧ 郵便番号											⑦ 電話番号						
	⑨ (フリガナ) 住 所																	
	個人番号											※請求される方の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。						
	⑩ 年金受取口座	1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 2. ゆうちょ銀行（郵便局） ※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を必ずご記入ください。 ☐ 公金受取口座として金融機関を指定										(フリガナ) 口座名義人氏 名						
	金融機関	金融機関コード	支店コード	支店名	銀行	行名	支店名	口座番号	本支店	店名	支店名	口座番号	口座番号	口座番号				
	ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※					請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。										
	記号（左詰めで記入）	番号（右詰めで記入）																
	※通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の順）を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。 ※貯蓄預金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。																	

⑪ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。

配偶者	子	父	母	孫	祖父母	兄弟姉妹	その他3親等内の親族
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

⑫ 死亡した方が三共済（JR、JT、NTT）・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合にご記入ください。

死亡者からみて、あなたは法定相続人ですか。

はい・いいえ

⑬ 備考

⑭ 別世帯となっていることについての理由書
次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立します。
（該当の理由に○印をつけてください。）

請求者氏名

理 由

- 受給権者の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。
（請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき。）
- 受給権者の死亡当時は、同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。

死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっていたが、生計を同じくしていた場合は「別居していたことについての理由書」などが必要となります。用紙が必要な方は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などにお問い合わせください。

詳しくは、6ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」をご覧ください。

令和 年 月 日 提出

市区町村
受付年月日

実施機関等
受付年月日

年金事務所記入欄

※遺族給付同時請求

有・無

「記入上の注意」などをよく読んでから「記入ください」。

※「基礎年金番号が不明なときは、年金事務所の窓口で」相談ください。

※「印欄は、記入しないでください」。

請求される方が、別世帯の配偶者または子の場合



(内容の確認)

G様は3月5日に亡くなりましたので、3月分まで年金が支給対象となりますが、この場合、2月、3月の2ヵ月分の年金は、4月15日が支払日となり、G様が受け取れずに未払いとなっている可能性がありますので、未支給年金・未支払給付金請求書を記入していただく必要があります。

分かりました。



4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）

ちなみに、死亡した母が受け取っていない
年金の支払いはどうなりますか？

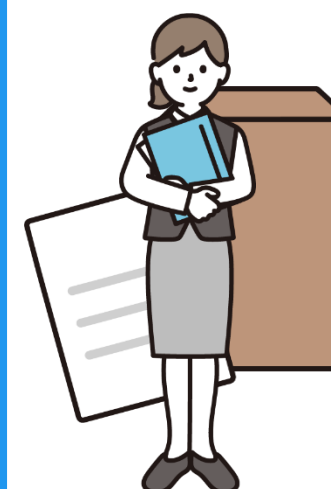


（障害基礎年金及び遺族厚生年金
それぞれの支払いについて説明）



（請求書作成終了）

その後、職員AさんはHさんから預かった未支給
年金・未支払給付金請求書を年金事務所に回送し
ました。





シーン毎事務区分の整理

4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）（シーン毎事務区分の整理）

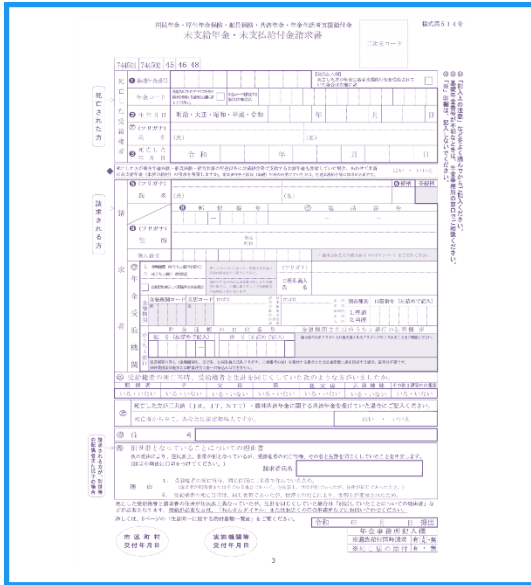


こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

先日母が亡くなりまして、年金の手続きが
必要かもしれないと思って来たのですが・・・

このたびはお悔やみ申し上げます。
G様は生前に年金を受け取って
おられたんですね。
年金証書はご持参いただいていますか？

持ってきました。こちらです。

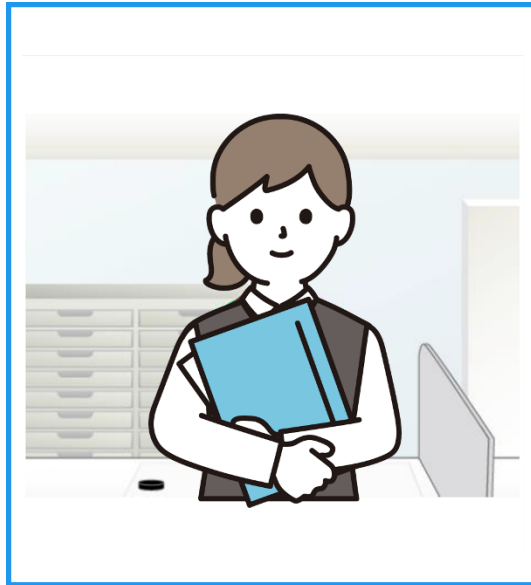


ありがとうございます。拝見いたします。

(内容の確認)

G様は3月5日に亡くなられましたので、
3月分まで年金が支給対象となりますが、
この場合、2月、3月の2ヵ月分の年金は、
4月15日が支払日となり、G様が受け取れず
に未払いとなっている可能性がありますので、
未支給年金・未支払給付金請求書を記入して
いただく必要があります。

分かりました。



ちなみに、死亡した母が受け取っていない
年金の支払いはどうなりますか？

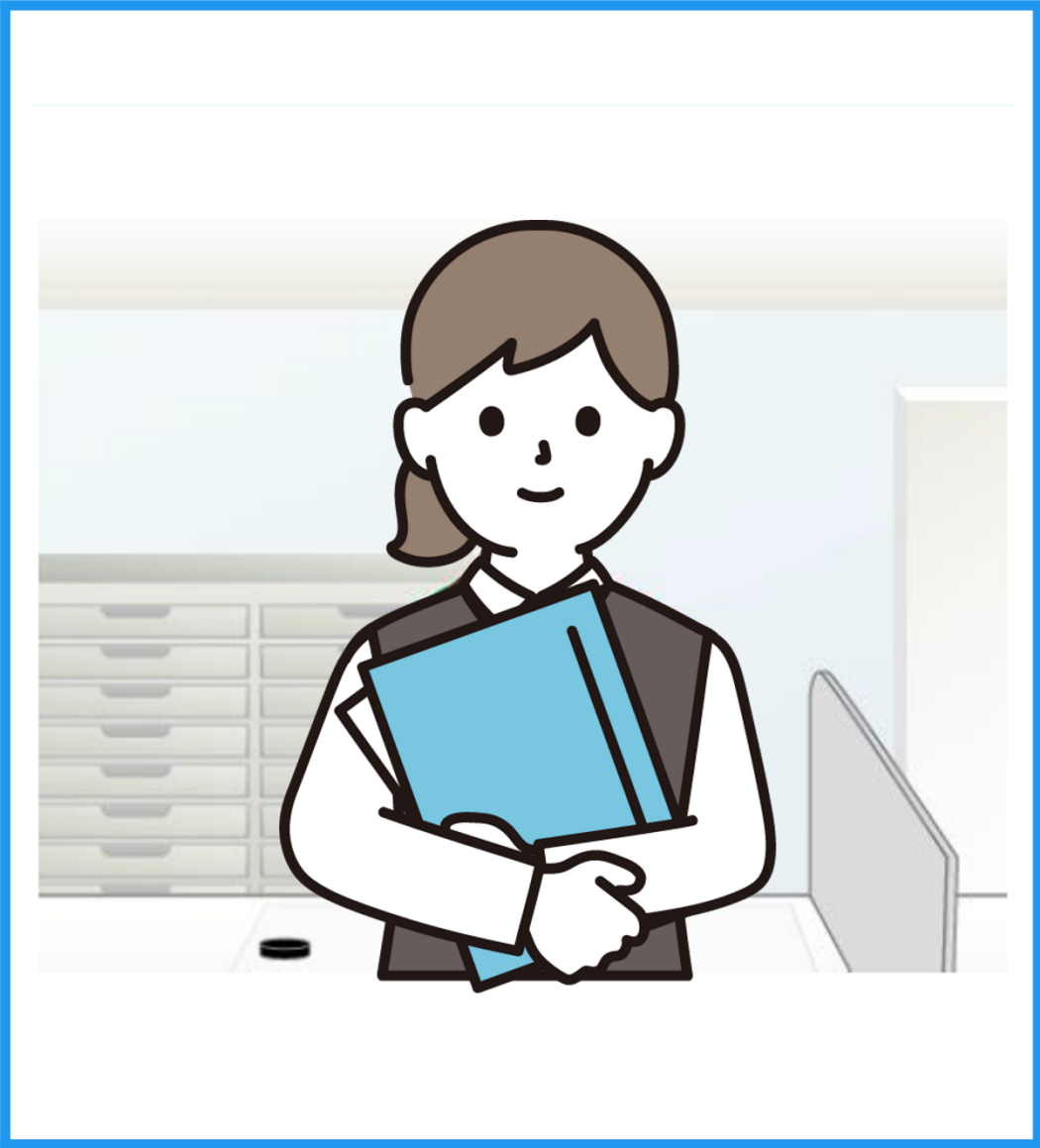
(障害基礎年金及び遺族厚生年金
それぞれの支払いについて説明)

(請求書作成終了)

事務内容	説明	備考	事務の区分け
未支給年金・未支払給付金請求の案内	今回主として受給しているのは障害基礎年金で未支給年金（障害）〔6350〕は法定受託事務に該当します。よって、今回の相談は法定受託事務の内容についての相談に当たるため、付随する未支払給付金（障害）も法定受託事務に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第20条	法定受託事務
未支給年金・未支払給付金の 給付について	未支給年金・未支払給付金の給付について関する相談は法定受託事務以外の内容についての相談に該当します。区分けについては協力・連携事務となります。	国民年金、年金生活者支援 給付金それぞれにおいて 「来訪相談件数」に該当し ます。	協力・連携事務



未支給年金・未支払給付金（障害・遺族・寡婦） → 法定受託事務
未支給年金・未支払給付金（老齢） → 協力・連携事務



ちなみに、死亡した母が受け取っていない年金の支払いはどうなりますか？

（障害基礎年金及び遺族厚生年金それぞれの支払いについて説明）

（請求書作成終了）

その後、職員 AさんはHさんから預かった未支給年金・未支払給付金請求書を年金事務所に回送しました。

事務の内容
年金事務所等への書類の回送
備考
障害基礎年金に係る未支給年金・未支払給付金請求書の年金事務所等への回送は、法定受託事務の申請書等の回送に当たるため法定受託事務に該当します。 （国民年金市町村事務処理基準第24条）

事務の区分
法定受託事務



主として受給している年金が障害年金の場合の申請書の回送は法定受託事務となります。
遺族年金、寡婦年金の場合も同様です。



事務区分の整理（まとめ）

4-2 未支給年金・未支払給付金請求書、死亡届の提出（障害）（事務区分の整理（まとめ））

事務内容		説明	備考	事務の区分け				
①	未支給年金・未支払給付金 請求の案内	今回主として受給しているのは障害基礎年金で未支給年金（障害）〔6350〕は 法定受託事務に該当します。よって、今回の相談は法定受託事務の内容についての 相談に当たるため、付随する未支払給付金（障害）も法定受託事務に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第20条	法定受託事務				
②	未支給年金・未支払給付金の 給付について	未支給年金・未支払給付金の給付について関する相談は法定受託事務以外の内容についての 相談に該当します。 <table><tr><td>未支給年金（障害） 〔6350〕</td><td>市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金） 「来訪相談件数」に該当します。</td></tr><tr><td>未支払給付金（障害）</td><td>年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金） 「来訪相談件数」に該当します。</td></tr></table>	未支給年金（障害） 〔6350〕	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金） 「来訪相談件数」に該当します。	未支払給付金（障害）	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金） 「来訪相談件数」に該当します。	協力・連携編スライド P28～P32 （国民年金） P59～P60 （年金生活者支援給付金）	協力・連携事務
未支給年金（障害） 〔6350〕	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談（国民年金） 「来訪相談件数」に該当します。							
未支払給付金（障害）	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談（年金生活者支援給付金） 「来訪相談件数」に該当します。							
③	年金事務所等への書類の回送	障害基礎年金に係る未支給年金・未支払給付金請求書の年金事務所等への回送は、 法定受託事務の申請書等の回送に当たるため法定受託事務に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第24条	法定受託事務				



事例にはありませんが、前頁のように遺族基礎年金、寡婦年金の未支給年金・未支払給付金の請求についても障害基礎年金と同様の事務区分となり法定受託事務として整理されます。

5

老 齢 年 金 請 求 の 手 続 き

5 老齢年金請求の手続き

Iさんは老齢基礎年金の請求書が届いたので、年金請求のため市役所を訪れた。

Iさん
来庁者

老齢年金請求の手続きをしたい！

① 老齢基礎年金の請求

② 年金生活者支援給付金の請求

③ 年金の支払時期について



年金生活者支援給付金の請求も併せてお願いします。

① 手続きの説明、請求書の記載方法の説明
(国民年金)

② 手続きの説明、請求書の記載方法の説明
(年金生活者支援給付金)

③ 支払時期の案内

Aさん
国民年金窓口



上記の①～③のやり取りが法定受託事務になるのか？
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



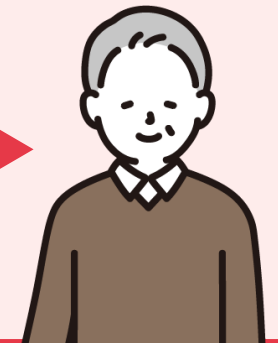
窓口対応の一連の流れ

5 老齢年金請求の手続き



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

老齢基礎年金の請求書が届いたので、
年金を受け取るための手続きにきました。



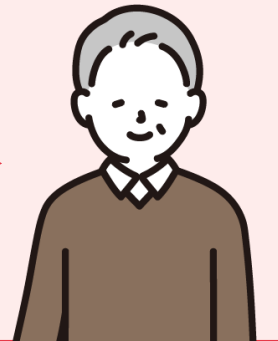
分かりました。それでは請求手続きに
ついてご説明いたします。
(書類記入方法について説明)

5 老齢年金請求の手続き



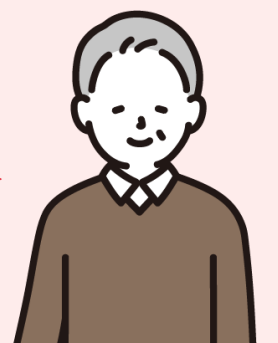
こちらで老齢基礎年金の請求手続きは完了です。
年金生活者支援給付金の請求も
併せてお願いします。

年金生活者支援給付金って何ですか？



年金生活者支援給付金は…
(制度についての説明)

そんな制度があるのですね。
では一緒に請求します。



5 老齢年金請求の手続き

受付登録コード		
老齢	障害	遺族
17121	17122	17123
入力処理コード		
老齢	障害	遺族
030001	030002	030003

年金生活者支援給付金請求書

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号										
②氏名	フリガナ									
	氏					名				
③生年月日	1.明治 5.昭和 9.令和	3.大正 7.平成			年			月		日
④住所	〒 -									
	電話番号 ()									
⑤届出年月日	令和 年 月 日									

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 年金生活者支援給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

⑤市区町村 交付	⑥年金 口座 番号	⑦所得額				⑧世帯 区分	⑨照会年月日				⑩回付先（該当に○）				
					円		9	年		月		日	事務 センター	中央年金 センター	障害年金 センター
⑪認定年月日		⑫請求年度		⑬所得証明対象年		⑭不支給 事由		⑮不支給事由該当年月日							
9 年 月 日		9 年 月 日		9 年 月 日				9 年 月 日							
事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課（室）長		担当者											
						市区町村 交付年月日				年金事務所 交付年月日					

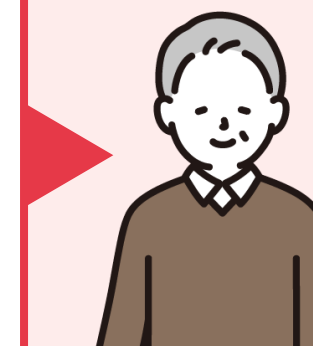


それでは、こちらの年金生活者支援給付金
請求書に記入をお願いします。

（請求書の記入方法の説明）

（記入完了）

ちなみに、老齢基礎年金と
年金生活者支援給付金って
いつ振り込まれるのでしょうか？

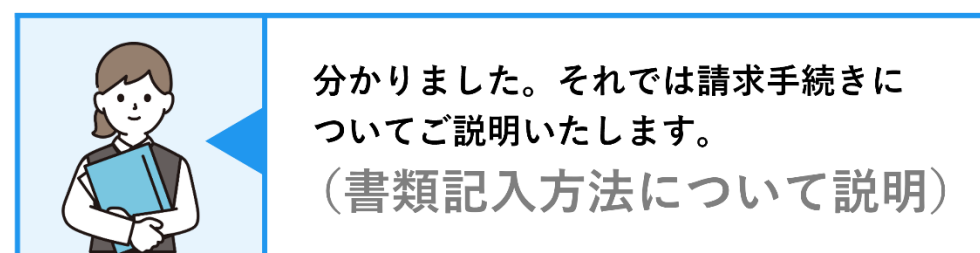
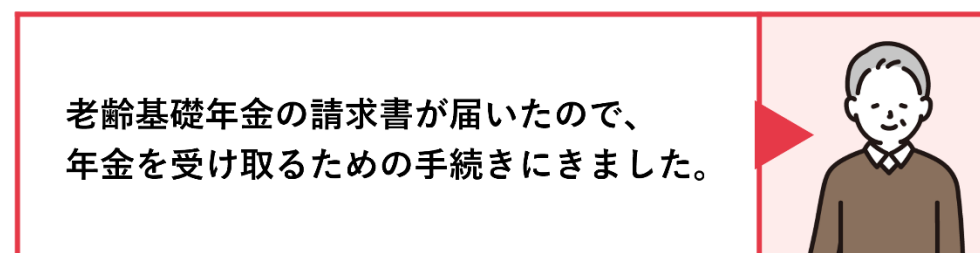
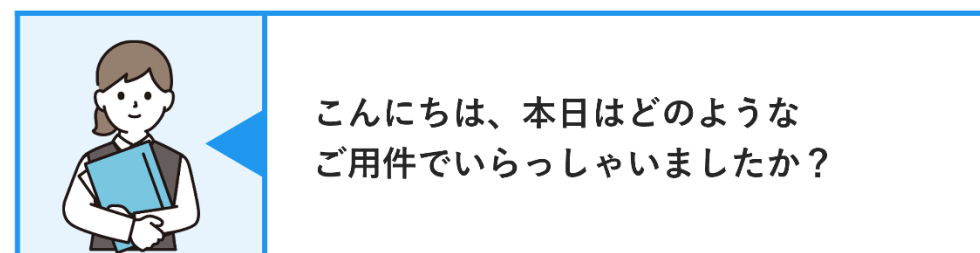


老齢基礎年金は偶数月の15日に前々月分と
前月分の2ヶ月分を振り込みます。
給付金も同じ日に振り込まれます。



シーン毎事務区分の整理

5 老齢年金請求の手続き（シーン毎事務区分の整理）



事務の内容

手続きの説明、請求書の記載方法の説明（**国民年金**）

備考

請求手続きや書類の記入方法についての説明は
法定受託事務に該当します。
(国民年金市町村事務処理基準第21条)

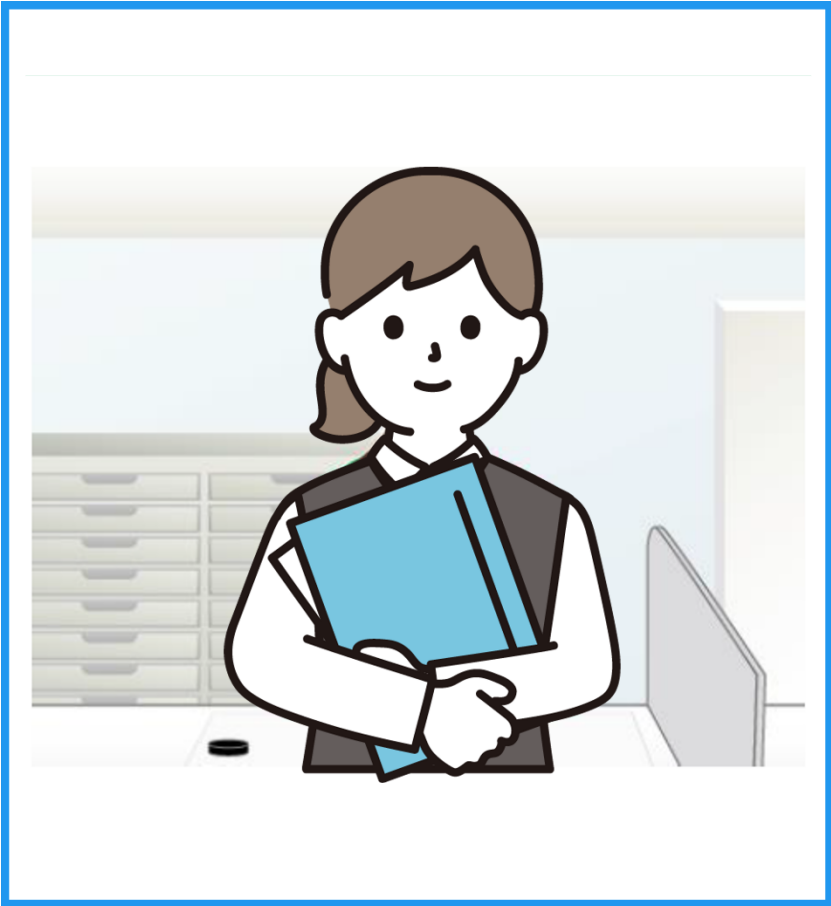
事務の区分

法定受託事務



国民年金の手続きの説明や請求書の記載方法についての説明は**法定受託事務**です。

5 老齢年金請求の手続き（シーン毎事務区分の整理）



こちらで老齢基礎年金の請求手続きは完了です。
年金生活者支援給付金の請求も
併せてお願いします。

年金生活者支援給付金って何ですか？

年金生活者支援給付金は・・・
（制度についての説明）

そんな制度があるんですね。
では一緒に請求します。

年金生活者支援給付金請求書

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号										
②氏名	フリガナ					氏名				
③生年月日	1.明治	2.大正	3.昭和	4.平成	5.令和	年	月	日		
④住所	〒 ー									
⑤届出年月日	令和 年 月 日									

※①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。
※年金生活者支援給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

⑥所得額	⑦納付先（該当に○）
円 9	市町村 中央年金センター 障害年金センター
⑧認定年月日	⑨請求年度
9 年 月 日	9 年 9 月 日
⑩不支給事由該当年月日	
9 年 月 日	

市町村 年金事務所

それでは、こちらの年金生活者支援給付金
請求書に記入をお願いします。
（請求書の記入方法の説明）

（記入完了）

事務内容	説明	備考	事務の区分け
手続きの説明、 請求書の記載方法の説明 （年金生活者支援給付金）	請求手続きや書類の記入方法についての説明は法定受託事務に該当します。	年金生活者支援給付金 市町村事務処理基準第6条	法定受託事務

年金生活者支援給付金の手続きの説明や請求書の記載方法についての説明は法定受託事務です。

5 老齢年金請求の手続き（シーン毎事務区分の整理）

受付登録コード		
老齢	障害	遺族
17121	17122	17123

入力処理コード		
老齢	障害	遺族
030001	030002	030003

年金生活者支援給付金請求書

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号										
フリガナ										
②氏名	氏					名				
③生年月日	1. 明治 5. 昭和 9. 令和	3. 大正 7. 平成		年		月		日		
④住所	〒 -									
⑤届出年月日	令和 年 月 日									

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 年金生活者支援給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

⑦所得額	⑧照会年月日	⑨回付先（該当に○）
円 9	9 年 月 日	事務センター 中央年金センター 障害年金センター

⑩認定年月日	⑪請求年度	⑫所得証明対象年	⑬不支給事由	⑭不支給事由該当年月日
9 年 月 日	9	9	9	9 年 月 日

事務センター長 印	国庫年金センター長 印	グループ長 印	印

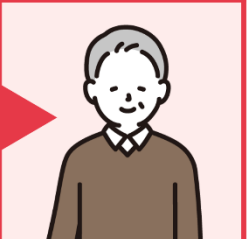


それでは、こちらの年金生活者支援給付金請求書に記入をお願いします。

（請求書の記入方法の説明）

（記入完了）

ちなみに、老齢基礎年金と年金生活者支援給付金っていつ振り込まれるのでしょうか？



老齢基礎年金は偶数月の15日に前々月分と前月分の2ヶ月分を振り込みます。給付金も同じ日に振り込まれます。

事務の内容

支払時期の案内

備考

支払日についての相談は法定受託事務以外の内容についての相談に当たるため、**国民年金**、**年金生活者支援給付金**それぞれの**協力・連携事務**に該当します。
（「来訪相談件数」として計上可能）

事務の区分

協力・連携事務



支払日についての相談は**協力・連携事務**です。また、国民年金、年金生活者支援給付金それぞれ、**協力・連携事務の「来訪相談件数」**に計上可能です。



事務区分の整理（まとめ）

5 老齢年金請求の手続き（事務区分の整理（まとめ））

事務内容		説明	備考	事務の区分け
①	手続きの説明、 請求書の記載方法の説明 (国民年金)	請求手続きや書類の記入方法についての説明は法定受託事務に該当します。	国民年金 市町村事務処理基準 第21条	法定受託事務
	手続きの説明、 請求書の記載方法の説明 (年金生活者支援給付金)	年金生活者支援給付金制度や書類の記入方法についての説明は法定受託事務に該当します。	年金生活者支援給付金 市町村事務処理基準 第6条	法定受託事務
②	支払時期の案内	支払日についての相談は法定受託事務以外の内容についての相談に当たるため、 国民年金、年金生活者支援給付金それぞれの協力・連携事務に該当します。	協力・連携編スライド P28～P32 (国民年金) P59～P60 (年金生活者支援給付金)	協力・連携事務
		<table><tr><td>老齢基礎年金</td><td>市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談(国民年金) 「来訪相談件数」に該当します。</td></tr><tr><td>老齢年金生活者支援給付金</td><td>年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談(年金生活者支援給付金) 「来訪相談件数」に該当します。</td></tr></table>		
老齢基礎年金	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談(国民年金) 「来訪相談件数」に該当します。			
老齢年金生活者支援給付金	年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談(年金生活者支援給付金) 「来訪相談件数」に該当します。			

6

基礎年金番号通知書再交付申請の手続き

6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き

Jさんは年金手帳をなくしたので再交付のため市役所を訪れた。

Jさん
来庁者

年金手帳をなくして大変だ！年金手帳を再発行して欲しい。

① 年金手帳再交付の手続き

② 国民年金被保険者関係届書の記載
(基礎年金番号通知書再交付申請欄)

基礎年金番号通知書を再発行します。

① 年金手帳廃止に伴う基礎年金番号通知書の案内

② 年金事務所等への書類の回送
(国民年金被保険者関係届書)

Aさん
国民年金窓口

上記の①～②のやり取りが法定受託事務になるのか？
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。





窓口対応の一連の流れ

6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

年金手帳をなくしてしまい、
再交付をお願いしたいのですが・・・



年金手帳は廃止されて、
現在は基礎年金番号通知書となっています。
基礎年金番号通知書とは・・・
(基礎年金番号通知書についての説明)

そうなのですね、
その基礎年金番号通知書の
再交付申請はここで行えますか？



6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き

様式コード
4 1 0 0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長
日本年金機構理事長 あて
以下のとおり届け出（申し出）ます。

令和 年 月 日

氏 名： _____

被保険者
との続柄 : 1. 本人 2. その他 ()

市区町村

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A 被保険者

①個人番号 (または基礎年金番号)		②生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日
③氏名 (フリガナ)			④性別	1. 男性 2. 女性		
⑤郵便番号		⑥電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他			
⑦住所						
⑧国籍 (外国籍の方のみ)		⑨外国人通称名 (住民票上の通称)	(フリガナ)			

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

B 届出（申出）事項

届書種類・番号	⑪該当・申出年月日／出産（予定）日	⑫理由等
資格取得届	1 平成 年 月 日	0. 20歳到達（学生） 4. 任意加入の申出
種別変更届	2 令和 年 月 日	1. 資格取得届出もれ 5. その他
資格取得申出	3 平成 年 月 日	2. 20歳到達 10. 中国残留邦人等
資格喪失届	4 平成 年 月 日	3. 厚生年金（共済含む）からの移行 11. 外国からの転入
資格喪失申出	5 令和 年 月 日	1. 厚生年金（共済含む）への移行 5. 期間満了
付加保険料 納付・辞退申出	6 平成 年 月 日	2. 任意加入対象者に該当 10. 中国残留邦人等非該当
付加保険料 該当・非該当届	7 令和 年 月 日	3. その他 11. 外国への転出
保険料 免除理由該当届	8 平成 年 月 日	4. 任意喪失の申出
保険料 免除理由消滅届	9 令和 年 月 日	1. 納付の申出 3. 農業者年金の資格取得
基礎年金番号通知書再交付申請	10 令和 年 月 日	2. 納付辞退の申出 4. 農業者年金の資格喪失
産前産後免除 該当届	14 平成 年 月 日	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） ⑬保険料納付申出の確認
備考		2. 法第89条第2号（生活扶助等） 1. 希望する
		3. 法第89条第3号（国立療養所等） 2. 希望しない
		1. 紛失 9. その他
		2. 破損（汚れ） ()
		単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

C 届出事項

届書種類・番号	⑪該当年月日	⑫理由等
住所変更届	11 平成 年 月 日	変更前住所
氏名変更届	12 平成 年 月 日	変更前氏名
死亡届	13 平成 年 月 日	届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄

⑬納付書関連

作成不要	1
早期送付	2

S3年 2410 1016 001

はい、できます。それでは、こちらの国民年金被保険者関係届書の基礎年金番号通知書再交付申請欄に記入をお願いします。

・
・
・

（届書記載）

書きました。

（届書記載終了）

86

6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き



(届書内容確認)

ありがとうございます。
それではお預かりします。



その後、職員Aさんは、管轄の年金事務所宛に
国民年金被保険者関係届書を回送しました。



シーン毎事務区分の整理

6 基礎年金番号通知書再交付申請の手続き（シーン毎事務区分の整理）





こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

年金手帳をなくしてしまい、
再交付をお願いしたいのですが・・・





年金手帳は廃止されて、
現在は基礎年金番号通知書となっています。
基礎年金番号通知書とは・・・
(基礎年金番号通知書についての説明)

そうなのですね、
その基礎年金番号通知書の
再交付申請はここで行えますか？





はい、できます。それでは、こちらの
国民年金被保険者関係届書の
基礎年金番号通知書再交付申請欄に
記入をお願いします。

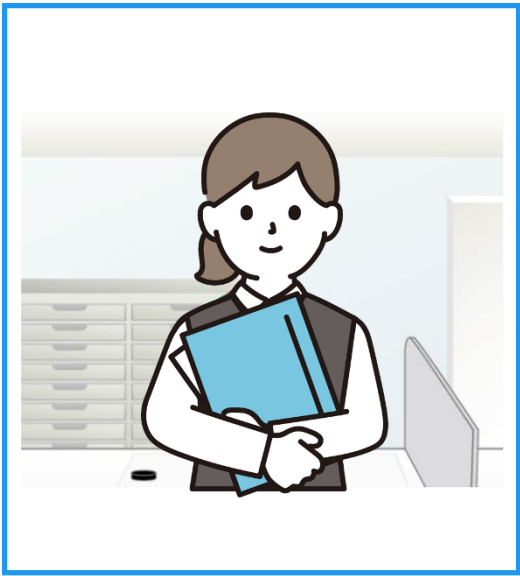
・
・
・

(届書記載)

書きました。



(届書記載終了)



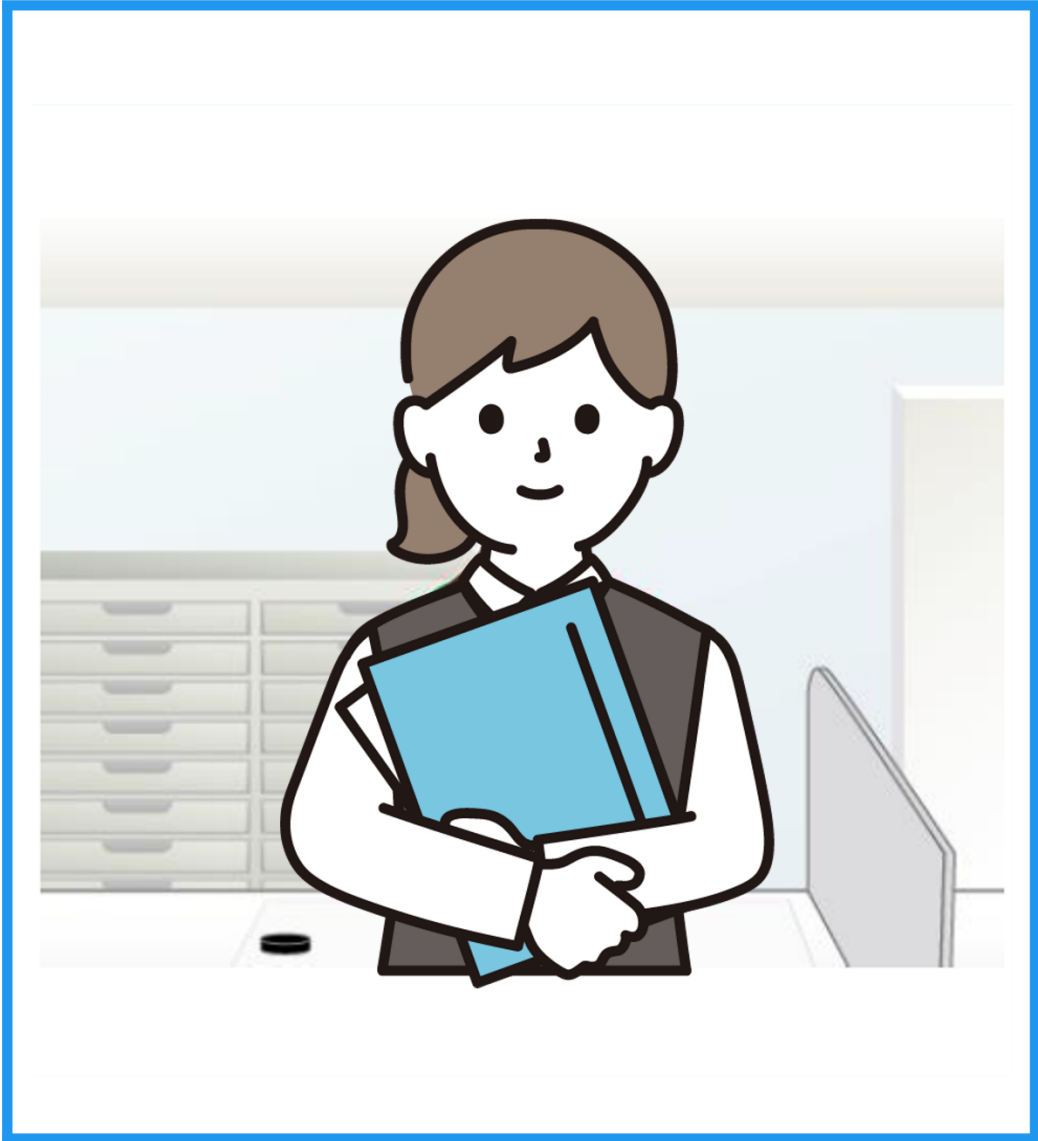


(届書内容確認)
ありがとうございます。
それではお待ちしております。

事務内容	説明	備考	事務の区分け																						
年金手帳廃止に伴う 基礎年金番号通知書の案内	基礎年金番号通知書に関する説明は法定受託事務以外の 内容についての相談なので、協力・連携事務となります。 ※基礎年金番号再交付申請については、国民年金被保険者関係届書が申請書 となり、基礎年金番号通知書再交付申請欄に記入します。 <table><tr><td>基礎年金番号通知書再交付申請</td><td>10</td><td>平成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1. 紛失</td><td>9. その他</td></tr><tr><td></td><td></td><td>令和</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2. 破損（汚れ）</td><td>()</td></tr></table>	基礎年金番号通知書再交付申請	10	平成							1. 紛失	9. その他			令和							2. 破損（汚れ）	()	市町村において行われる業務や 年金制度の周知に関する相談 「来訪相談件数」に該当します。	協力・連携事務
基礎年金番号通知書再交付申請	10	平成							1. 紛失	9. その他															
		令和							2. 破損（汚れ）	()															



国民年金手帳が廃止されていない時は「**手帳の再交付**」は法定受託事務でしたが、
現在は「**基礎年金番号通知書を再発行**」するという内容で**協力・連携事務**として整理されています。



(届書内容確認)

ありがとうございます。
それではお待ちしております。



その後、職員Aさんは、管轄の年金事務所宛に
国民年金被保険者関係届書を回送しました。

事務の内容	
年金事務所への書類の回送（国民年金被保険者関係届書）	
備考	
国民年金被保険者関係届書の基礎年金番号通知書再交付申請の回送は法定受託事務以外の書類の回送に当たるため、「法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送」に該当します。また、国民年金被保険者関係届書は内容によって以下のように事務区分が変わるため注意が必要です。	
法定受託事務	種別変更や資格喪失届等
協力・連携事務	基礎年金番号再交付申請書
事務の区分	
協力・連携事務	



国民年金被保険者関係届出書は内容によって事務区分が変わるため、年金事務所への回送時には注意が必要です。



事務区分の整理（まとめ）

事務内容		説明	備考	事務の区分け				
①	年金手帳廃止に伴う 基礎年金番号通知書の案内	基礎年金番号通知書に関する説明は 法定受託事務以外 の内容についての相談なので、 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 「 来訪相談件数 」に該当します。	協力・連携編スライド P28～P32	協力・連携事務				
②	年金事務所等への書類の回送 （国民年金被保険者関係届書）	国民年金被保険者関係届書の基礎年金番号通知書再交付申請の回送は 法定受託事務以外の書類の回送に当たるため、 「法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送」に該当します。 国民年金被保険者関係届書は記載内容によって事務区分が変わります。 <table><tr><td>法定受託事務</td><td>種別変更や資格喪失届等</td></tr><tr><td>協力・連携事務</td><td>基礎年金番号再交付申請書</td></tr></table>	法定受託事務	種別変更や資格喪失届等	協力・連携事務	基礎年金番号再交付申請書	協力・連携編スライド P38	協力・連携事務
法定受託事務	種別変更や資格喪失届等							
協力・連携事務	基礎年金番号再交付申請書							

7

窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

Kさんは、これまでの年金記録を確認するため、市役所を訪れた。

Kさん

来庁者

これまでの年金記録を確認したい。

① 年金記録の確認について

② 将来の年金受給額について



年金記録を交付します。

① 年金記録の交付

② 将来の年金受給額の説明

Aさん

国民年金窓口



上記の①～②のやり取りが法定受託事務になるのか？
それとも、協力・連携事務になるのか？考えてみましょう。



窓口対応の一連の流れ

7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

これまでの年金記録を確認したくて来ました。

また、将来どれくらいの年金が受給できるか
確認したいのですが・・・



7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談



かしこまりました。年金記録をお調べします。基礎年金番号がわかるものはお持ちですか？

基礎年金番号通知書を持ってきました。



（本人確認）では、お調べしますね。



7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇番地〇

〇〇 〇〇〇 様

被保険者記録照会回答票

令和〇年〇月〇日現在の加入記録です。

日本年金機構

生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日
性 別 〇
基礎年金番号 1234-567890

年金手帳記号番号
国民年金 厚生年金保険 船員保険

加入制度	①お勤め先の名称または共済組合名等	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数
国 年	国 民 年 金	平成〇.〇.〇		400



こちらが年金記録になりますので
交付いたします。

(年金記録の交付)

将来、どれくらいの年金を受給できるの
でしょうか？





将来の年金額は、現時点の
見込みの額にはなりますが・・・

7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談

なるほど。ありがとうございます。



お渡しした年金記録については、
忘れずにお持ち帰りくださいね。
またいつでもお立ち寄りください。





シーン毎事務区分の整理

7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談（シーン毎事務区分の整理）



こんにちは、本日はどのような
ご用件でいらっしゃいましたか？

これまでの年金記録を確認したくて来ました。
また、将来どれくらいの年金が受給できるか
確認したいのですが・・・



かしこまりました。年金記録をお調べしま
す。基礎年金番号がわかるものはお持ちで
すか？

基礎年金番号通知書を持ってきました。

（本人確認）では、お調べしますね。

被保険者記録照会回答票

令和〇年〇月〇日現在の加入記録です。

日半年金機構

生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日
性 別 〇
基礎年金番号 1234-567890

〇〇 〇〇〇 様

年金手帳記号番号		厚生年金保険	船員保険	
加入制度	①お勤め先の名称または共同組合名称	②被保険者標準月日	③資格取得年月日	④加入月日
国民年金	国民年金	平成〇.〇.〇		400

こちらが年金記録になりますので
交付いたします。

（年金記録の交付）

事務内容	説明	備考	事務の区分け
年金記録の交付	年金記録の交付は、法定受託事務以外の内容についての相談なので、協力・連携事務に該当します。 ※来庁者に記録を開示するだけでは「被保険者名簿等の交付」には該当しません。記録の交付が条件となります。	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「 被保険者名簿等の交付 」に該当します。	協力・連携事務



来庁者に記録を開示するだけでは被保険者名簿等の交付」には該当しません。
記録の交付が条件となります。

7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談（シーン毎事務区分の整理）

被保険者記録照会回答票

令和〇年〇月〇日現在の加入記録です。

日本年金機構

生年月日 昭和〇年〇月〇日
性別 〇
基礎年金番号 1234-567890

年金手帳記号番号

国民年金		厚生年金保険		船員保険	
加入制度	①お勤め先の名称または共済組合名等	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数	
国 年	国 民 年 金	平成〇.〇.〇		400	

こちらが年金記録になりますので
交付いたします。

(年金記録の交付)

将来、どれくらいの年金を受給できるの
でしょうか？

将来の年金額は、現時点の
見込みの額にはなりますが・・・



なるほど。ありがとうございます。

お渡しした年金記録については、
忘れずにお持ち帰りくださいね。
またいつでもお立ち寄りください。

事務内容	説明	備考	事務の区分け
将来の年金受給額の説明	将来の年金受給額の説明については法定受託事務以外の相談なので、協力・連携事務に該当します。	市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「来訪相談件数」に該当します。	協力・連携事務



今回の事例は、年金記録を交付したうえで、相談に応じているので、「被保険者名簿等の交付」にも計上できます。



事務区分の整理（まとめ）

7 窓口装置を用いた制度周知、来訪相談（事務区分の整理（まとめ））

事務内容		説明	備考	事務の区分け
①	年金記録の交付	年金記録の交付は、法定受託事務以外の内容についての相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「被保険者名簿等の交付」に該当します。 ※来庁者に記録を開示するだけでは「被保険者名簿等の交付」には該当しません。記録の交付が条件となります。	協力・連携編スライド P31	協力・連携事務
②	将来の年金受給額の説明	将来の年金受給額の説明については法定受託事務以外の相談なので、市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談「来訪相談件数」に該当します。	協力・連携編スライド P28～P32	協力・連携事務



今回の事例では、来庁者に年金記録を交付した上で、将来の年金受給額の相談に応じていますので、以下の2件に計上できます。年金記録を交付せずに、年金記録を見ながら相談に応じた場合は、相談のみの件数計上となりますのでご注意ください。

- <市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談【被保険者名簿等の交付】（協力・連携編P31）>
- <市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談【来訪相談件数】（協力・連携編P28～P32）>